

## 第13回始良中央地区合併協議会会議次第

日時平成15年11月25日（火）午後1時30分から  
場所国分シビックセンター多目的ホール

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 諸般の報告

### 4. 議 事

（前回提案された事項）

- (1) 協議第19号 地方税の取扱いについて（協定項目10）…………… 第12回資料
- (2) 協議第20号 納税関係事業の取扱いについて（協定項目25－5）… 第12回資料
- (3) 協議第21号 窓口業務の取扱いについて（協定項目25－8）…………… 第12回資料

### 5. 次回の協議事項について

（提案説明）

- (1) 協議第22号 財産の取扱いについて（協定項目5）
- (2) 協議第23号 消防団の取扱いについて（協定項目23）
- (3) 協議第24号 消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目25－6）
- (4) 協議第25号 環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25－10）

### 6. 新市まちづくり計画〔原案〕及び新市まちづくり計画〔概要版〕について

### 7. その他（次回の会議日程等の連絡）

### 8. 閉会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	倉田 一利委員
福島 英行委員	湯前 則子委員
木原 数成委員	新村 俊委員
吉村 久則委員	上村 哲也委員
津田和 操委員	榎木 ヒサエ委員
小原 健彦委員	松山 典男委員
西村 新一郎委員	石田 與一委員
笹峯 護委員	永田 龍二委員
東麻生原 勉委員	徳永 麗子委員
池田 靖委員	砂田 光則委員
川畑 繁委員	岩崎 薩男委員
川東 清昭委員	松永 讓委員
木場 幸一委員	児玉 實光委員
黒木 更生委員	原田 統之介委員
迫田 良信委員	林 麗子委員
浦野 義仁委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	
山口 茂喜委員	
大庭 勝委員	

会 議 欠 席 者

徳田 和昭委員  
常盤 信一委員  
川畠 暁委員  
宮田 揮彦委員  
狩集 玲子委員  
八木 幸夫委員

「開会午後1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第13回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして徳田委員、川島暁委員、狩集委員、八木委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第13回目の始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、委員の皆様方にはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。なお、今回も小委員会が二つ開かれております。一つは新市の名称に関係する第4回目の委員会、もう一つは議員の定数及び任期に関する第8回目の委員会が午前10時から開催をされているところでございまして、これらの関係される委員の皆様方には大変ご苦勞をいただいているのではないかと思います。厚く御礼を申し上げます。先般新市のまちづくり計画につきまして、第5章から7章を除いた部分ではございましたけれども、皆様方にお示しをいたしましたところでございますが、今回幹事会の協議を経まして全体の計画書としてまとまったところでございます。後ほど説明いたしますが、皆様方のご意見を賜りたいと思います。なお、今回はこの新市の計画に合わせましてこれを要約した概要版というものを策定をいたしましたところでございます。先にお手元に、皆さん方にお送りをしたのではないかと思います。これは1市6町が合併したことを想定したその将来像、理念あるいは財政計画等、こういったものを概要版としてまとめたものでございますけれども、この概要版につきましてはいわゆる合併の是非という判断の材料等にもしていただきたいということで、全戸数にこの概要版を来月には配布をしたいという予定でございます。なお、併せまして皆さん方住民の、地区の住民の方々への説明会ということも開催をする予定でございまして、この概要版等につきまして説明をし、さらに新しいまちに対する計画に対する意見、要望等を賜る大事な説明会も計画をいたしておりますが、この説明会等につきましては、全体のスケジュールでお示ししましたとおり、大体12月の段階になりましてそれぞれの市町村が日程を調整して取り組んでいただくということになるかと考えております。今ほぼ全体の計画といたしましては予定どおりの進捗をいたしているところでございますけれども、今日もまた協議、協定項目を数項目事前提案等もいたしておりますので、忌憚のないご意見と皆様方の実りの多い今日の審議となりますようお願いを申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。初めに会議次第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等について説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。主な会議等の動きについてでございますけれども、11月の13日に第12回の協議会が終わりました後に第10回のまちづくりプロジェクト会議と第22回のまちづくりワーキング会議の合同会議を開催いたしております。内容につきましては、本日もお示ししているとおおり、新市まちづくりの計画の原案、概要版等について協議を行っております。そのほか14日から19日かけまして分科会等が開かれていますところでございます。それから、11月の20日になりますけれども、第13回の幹事会を開催いたしております。内容につきましては、本日の協議会に提案説明いたします協議第22号から第25号や、それから新市まちづくり計画の原案、概要版等の協議を行いました。そのほか本協議会の協議状況や小委員会の審議状況についても報告を行ったところでございます。それから、本日11月25日でございますけれども、協議会に先立ちまして、先ほど会長の方からあいさつの中に触れられました二つの小委員会を開催いたしております。それぞれ午前10時から開催されました。第4回の新市名称検討小委員会におきましては、前回報告を申し上げましたが、応募の状況等について報告を申し上げましたが、今回からその絞り込み作業に入ったところでございます。それから、第8回の議会議員の定数及び任期検討小委員会が開催されておりますけれども、引き続きこの制度の在り方について協議が行われております。特段本日のところでは小委員会からの報告は今のところ予定いたしておりません。また取りまとめ次第、皆様方に委員会としての報告を申し上げることになります。それから、取り巻く状況でございますけれども、11月の13日に首相の諮問機関であります第27次地方制度調査会の答申が出されております。既に皆さんご承知かとは思いますが、現行の合併特例法失効後の2005年4月以降の取扱いについて新法を制定し、自主的合併を促進し、その中には財政的支援措置などはとらないとするような内容などが盛り込まれて答申がなされたところでございます。概要を申し上げますと、答申の方は、前文と、それから基礎的自治体の在り方、それから大都市の在り方、それから広域自治体の在り方、これは県の方のことになりますけれども、このような構成のもとでそれぞれ答申がなされたところでございます。今後の次期通常国会に関係する法案等が提出される運びになると思っております。それから、今後の予定でございますけれども、2ページの下

の方に書いてございますこのような形で会議を進めてまいります。なお、また、先ほど会長のあいさつでございましたですけれども、本日新市まちづくり計画の原案、それから概要版が取りまとまりますと、それぞれ関係する市、町の住民の方々、それから、また、この計画を取りまとめしていただきました中で提言をいただきましたまちづくりフォーラム委員の方々へもいろいろな形を通じまして情報の提供をしながら合併の論議を是非深めていただきたいというふうに考えているところでございます。以上、諸般の報告を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございました。この諸般の報告について何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第19号、地方税の取扱いについて、これは協定項目の10でございますが、これを議題といたします。本件につきましては前回の会議で住民専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

住民部会の濱崎です。よろしく申し上げます。ご案内のとおり、議長の言葉にもございましたが、去る11月13日に当協議会におきまして事前協議事項といたしまして提案理由の説明をいたしました。今回は本協議となっております。その協議事項について読み上げて簡単にご説明を申し上げます。まず、協議第19号、地方税の取扱いについて、国民健康保険税を除く、協定項目10、1、個人市民税の所得割については現行のとおりとする。均等割の税率については標準税率を採用する。ただし、地方税法第8条の2第4項並びに第310条及び第318条の規定により平成17年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く6町については、合併特例法第10条の規定により平成18年度及び平成19年度の2年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は、国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとするものでございます。個人市民税の所得割の税率については現行のとおりとし、均等割は標準税率の2,500円となっておりますが、その経過措置として平成18年度及び平成19年度の2年度間は、国分市を除く6町については不均一課税とし、税率を2千円とするものであります。実質的には3カ年に不均一課税になるわけでございます。次に、納期については、普通徴収は、国分市、霧島町の例により第1期が6月、第2期が8月、第3期が10月、第4期が翌年1月とし、特別徴収は1市6町すべて現行のとおりのおりの取扱いとなります。次に、協議事項2に入ります。法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率につ

いては国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により国分市を除く6町は平成17年度から平成19年度まで3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については現行のとおりとする。法人市民税の均等割の税率については、新市においては標準税率を適用する。ただし、平成17年度から19年度までの3カ年については、合併特例法第10条の規定により現行のとおりとするが趣旨でございます。なお、法人税割の税率については現在国分市のみが制限税率14.7%を採用しております。他の6町は標準税率12.3%を適用しているような状況でございます。個人市民税は実質3カ年の不均一課税を適用する経過措置を講じたため、この法人税割についてもその3カ年に同調した形での実質3年2カ月間の不均一課税をすることで調整をいたしました。次に、協議事項3、固定資産税の税率については現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。これにつきましては税率は現行のとおり1.4%を採用し、納期については、地方税法では、4月、7月、12月、2月と定めてあるわけでございますが、地方税法のただし書規定によりまして4月を5月に変更し、5月、7月、12月、2月の4期とすることが最も望ましいということで各市町で調整をいたしました。次に、協議事項4、軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については5月1日から5月31日までとする。税率につきましては標準税率としました。納期については地方税法のただし書規定によりまして4月を5月に変えたもので、5月1日から5月の31日までとするものでございます。次に、協議事項5、たばこ税の税率については現行のとおりとする。市町村たばこ税については、地方税法等の規定に基づき1市6町すべて同一の取扱いを行っております。そのようなことで現行どおりとするものでございます。次に、協議事項6、特別土地保有税の税率については現行のとおりとする。これにつきましては平成15年度以降は新たな課税は行わないこととされております。しかし、平成14年度以前に行われている徴収猶予等は新市に引き継ぐことで調整をいたしました。次に、協議事項7、入湯税の税率については牧園町の例によるものとし、合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については現行のとおりとする。税率については標準税率である150円を基本に実績の一番多い牧園町の例において白紙調整いたしました。最後に協議事項8、都市計画税の課税区域及び税率については現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については新市において調整するものとする。ご案内のとおり、現在都市計画税を課税している所は国分市と隼人町のみでございます。その現在の税率は100分の0.2であります。納期については、固定資産税の納期と同様、5月、7月、12月、翌年2月となっております。なお、今後合併後の新たな都市計画区域と税率については新市で調整するという協議事項のとおりでございます。以上、協議項目10、地方税の取扱

いについての簡単な説明でございましたが、提案理由の説明を終わります。ご協議のほど、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお伺いしたいと存じます。皆様方の中でご意見・ご質問等ございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

溝辺の木場です。協議事項の1の個人市民税の所得割、それから協議事項2の法人市民税の均等割は平成19年度までは不均一課税ということで、提案された理由が先進事例に基づくというような提案理由であったようでございますが、今までの合併の説明会においては負担は軽い方にといったような説明もあったわけです。そして法人市民税についても、非常に今厳しい経済状態の中ではやっぱり、この法人市民税の均等割についてであります。この合併特例法によりまして5年間はこの不均一課税が認められる。その辺についての調整内容について伺います。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

特例法内での5年間利用はどうかと、3年間であるがということのご質問かと思いますが、我々、事務事業一元化、合併特例法の適用は当然5年あるわけですけれども、一元化事業におきましては大前提といたしましてまずは合併と同時に全市町村同一課税、これがその目的といたしますか、前提条件でございます。それをどうしても各市町が、各町が、各自治体が、いわゆる税率の高い例えば市とか、均等割で言えば2千円が2,500円と、そういう高いのに合わせるのにどうしても住民の納得、説得がきかないといういわゆる強い要望といたしますか、そのような形での要望を踏まえまして、5年ぎりぎりではなくて、先進地とか、そういうのを勘案いたしまして、大体2年、3年、短い所はもう即刻、1年、と同時にやるというような形でやっておりますし、適当な形での3年というのは、この1市6町を枠組みとした我々の中央のこの協議会では妥当な3年ではないかというようにいわゆる専門部での意見の調整でございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。木場委員、よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にご意見・ご質問ございませんので、皆様方にお諮りいたしたいと思っております。この件につきましては提案どおり承認していただくということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第19号、地方税の取扱いについて（協



定項目10)は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(2)、協議第20号、納税関係事業の取扱いについて(協定項目25-5)を議題といたします。本件につきましても前回の会議で住民専門部会から提案説明を行っておりますが、前回の事前提案の段階で委員の中から前納報奨金を廃止した所の徴収率を比較した資料などの求めがござっておりますので、前回の意見、質問等を踏まえ補足説明等を行っていただきたいと思っております。事務局よりよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長(濱崎 明)

続きまして納税関係の説明に入らせていただきます。資料では前回の第12回の30ページになるかと思っておりますが、前回の資料をお目通しいただければありがたいと思っております。1、個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止する。議長の方でも前もって説明がございましたが、この前納報奨金のことについてはその廃止理由といたしまして何点か申し上げたところでございます。その一つに、指摘事項でございまして、前納報奨金廃止後の県内各市町村の収納状況は比較の資料の提出を求められておりました。資料につきましてはご案内のとおりでございます。1枚紙の裏表になっております。ちょっと前納報奨金の表を説明させていただきますと、国分市が、上から6番目に、12年度に廃止をし、13年度の状況が記載されております。市町村民税につきましてはプラスマイナスゼロ、いわゆる99.0ということで、いわゆるその前納報奨金廃止後による徴収の云々はこの年度においてはなかったということでございまして、また、固定資産税につきましても0.1%の△ということでございまして、許容範囲ではないかなあと我々は考えているところでございまして、ちょっとまた先に返りますが、ちょっと後先になりましたけれども、この報奨金の廃止についての理由を簡単に申し、付け加えますと、いわゆるこの報奨金は非常に高い金利相当額になるということ。次に、サラリーマン等の特別徴収者には恩恵がなく、普通徴収者のみで、不平等感があつたということでございまして、そして、今1市6町内での状況でございまして、もう既に国分と隼人が廃止しているということなどを勘案いたしまして、この報奨金制度につきましても平成17年度から廃止するという調整をいたしました。次の協議事項2、納税組合については、合併後の平成17年度から廃止する。この廃止の、組合の廃止に至る理由についても何点か事前協議の中で申し上げたわけでございますが、簡単に申し上げますと、納税奨励金の交付の違法性のことについて触れました。次に、個人のプライバシー保護問題のことについても説明をいたしました。最後になりますか、いわゆる運営費そのものが組合の、報奨金が組合の運営費等に使われているというような点からの観点で納税奨励金の使途、運営費についていろいろな議論が交わされたところでございまして、その中で本日、この納税奨励金の違法性についての事例、判例を示せと要請がございましたが、今のとおり、資料には添付いたしておりませんが、了解いただければ、判例そのものが何例

かございます。最近では、名古屋、岐阜、神奈川といろいろな全国津々浦々でそのような事件が催されているようでございますし、ここに事例といたしまして神奈川県の小田原市についての訴訟事件ということで、ちょっと厚いので、提出はどうかとためらったわけでございますが、ちょっとその概要について触れてみたいと思います。その判例評釈でございますが、小田原市納税貯蓄組合住民訴訟事件ということで、「市の納税貯蓄組合に対する奨励金の交付は、法の規定する制限の定めのない市の要綱による支出であり、当該支出は違法である。」とされた事件でございます。横浜地裁でございますが、平成10年となっておりますが、この注釈には、事件の概要、理由、解釈、いろいろあるわけでございますが、そのちょっと概要を説明させていただきますと、その訴えの概要は、「市長の委任を受けた同市の収納課長が、市の納税貯蓄組合奨励金支給要綱に基づいて平成7年度に支出した金額が、納税貯蓄組合法第10条第1項等に定める交付の要件である組合の事務費を補う目的、組合の事務費を補う目的及び組合が使用した費用の金額を限度とする範囲を逸脱し、市税の納期内納付率が一定割合以上であることのみをもって基準とされ支給されており、したがって、この奨励金の支出も違法である。」としたものでございます。先ほど納税貯蓄組合法第10条が出てきましたが、この納税貯蓄組合法におきますいわゆるその預金、貯金でございますが、この納税組合がいわゆるその法で定められた貯金、預金で銀行に対していわゆる預け入れもの、預け入れをしたものを言うというような形で、私ども1市6町が持っております納税組合とこの法でうたわれております納税貯蓄組合法のこの組合とは異質のものであるということで付け加えさせていただきます。以上の説明でちょっと長くなりましたが、ちょっと資料としてはほかにたくさんあるものですから、一応こういう形で補足説明をいたしました。納得がいかなければ、判例等につきましてもまたお示ししたいと考えております。それと納税奨励金の廃止後の収納状況につきましてもその提出の要請がございました。先ほど前納報奨金廃止に裏表の1枚用紙に裏書きに納税組合廃止による徴収率比較という形で、管内は1、2番目に横川町と牧園町の組合の廃止の状況、収納率についての比較を出しております。ちなみに横川町におきましては、市町村住民税については△の0.5、固定資産につきましても△の0.1と、いわんや国民健康保険につきましても収納率はプラスというような状況になっておるようでございます。以下牧園についてもご案内のとおりでございます。お目通しを願いたいと思います。以上で終わりますが、一言付け加えさせていただきますと、あの会でいろいろ論議された中でのこの納税奨励金の廃止後のいわゆる運営費、その育成費についての助成金についていろいろ議論が交わされたところでございます。住民部会としてはこういう取扱いの協議項目になりますということで、その自治組織の運営費や育成のための助成金については当総務部会へ強く進言をいたして、せんだっての状況も強く幹事会の中で申し上げたところでございます。以上、納税関係について

ての2項目の提案理由の説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。この件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、今島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

この納税組合即自治会というふうには受け止めているわけですが、これはこの前の提案の時にいろいろと論議をなされました。今日のこの参考資料、こういうふうなものを見てみますと、あくまでもこれが違法とか何とかというのはまだ決定したわけではないし、ですけれども、適当でないということは今話のとおりだと思いますが、これによってですね、今話がありましたとおり、滞納率が落ちていないと、変化はないということであれば、これは改革をしていかなければいけないだろうと思います。だが、しかし、今これを基にして各町の即住民につながるわけですが、自治会活動、こうしたものが非常に活発に動いているわけでありまして、車社会の中でなかなか話し合う機会もない。会って話をすることもない。こうした中でこの集合徴収を通じていろんな場面の会議もできていく。こうした自治会のコミュニケーションが非常に凶られておりまして大変行政の一つの力になっているというのも事実であります。今話がありましたとおり、こういうことからするとこれは廃止せざるを得ないなあと私自身は考えるわけですが、あと、今ございましたように、即自治会につながってまいりますので、今後は別な部門においてこれに代わるこうした手助けを是非していただきたいと。そういうことを説明をして町民の理解を求めないと、いろんな場面で反駁を食うということになりますので、その辺のことを十分ご協議、後で協議していただきたいということをひとつ要望をいたしたいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんか。黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

せんだってこの納税組合の報奨事業につきましてはいろいろ議論されたわけですが、今廃止による徴収率比較というのが横川町も出ておりますけれども、これはせんだって町長の方がるる説明があったわけですが、それを全面的に一応、税法上は廃止いたした形をとっておりますけれども、今、自治組織に対するその比率というのはやはり残っているわけです。そのようなことで、ちょうど私の所の集落の例をとりますと、大体今まで慣例として11月の末を納期として定めているわけです。そのような中におきまして納税報奨金というのを昨年から一応廃止いたしておりますけれども、やはりそれに代わる方策を現町長がとっておりますので、やはりそれに代わる報奨金関係が約7万幾ら、42戸ですけれども、7万幾ら入ってくるわけです。

やはりそれは自治組織の中の運営費に利用されていると。今、今島委員さんのおっしゃいますように、各自治組織におきましては相当な一応影響を及ぼす。また、それによってやはり徴収、住民の税に対する徴収意識も変わってくるんじゃないかと、このように思っているわけです。今回私の所も集落の有線放送で囑託員の方が「11月末日が何々集落は納期になっているから、全員納入してください。」というような放送を毎晩こうやっておりますけれども、やはりそういうような意識が私は低下することによって徴収率も低下する懸念があるんじゃないかというふうに思っております。横川町の納税組合そのものの廃止はこのように出ておりますけれども、実際は、せんだって町長が説明したとおり、それを適用された方法が残っていると。今、今島委員がおっしゃいますように、何らかの形でそれを残していただくことによって私は今までどおりのその徴収率が変わってくるんじゃないかと思っているわけです。それと、一つ私の集落の例をとりますと、大体42戸で人口が100名ぐらいの集落なんですけれども、特別徴収をする人間、人員というのは20名足らずなんです。やはり個人住民税の方がずっと多くなってきていると。今この前納報奨金の例を見ても、国分市みたいにそういう特別徴収率者の多い所は、私はそういうような徴収率はほとんど変わらないだろうと思っておりますけれども、やはり個人納税になってくると私はそこらあたりもいろいろ問題点が出てくるんじゃないかということも一応懸念いたしておりますので、そこらあたりをいろいろ検討していただきますようお願いいたしておきたいと思えます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

自治会の補助金について事務局の方にお尋ねしますが、総務部会の方で検討されているということでしたけれども、その辺の提案はいつ頃なされるつもりかお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

お答えいたします。先般12回の協議会でも申しましたけれども、今言われたとおり、総務分科会、そして総務専門部会を中心に今これについては協議をしているところでございます。現在ですね分科会の方で各市町の運営補助金内容とか、そして14年度の決算額とか、そういうのを全部洗い出しをして、今後1市6町でどのような補助金体制をつくれればいいかというようなことで協議をしております。それでスケジュール的にはですね、前回お示ししておるとおり、3月に出そうということで、スケジュールどおり出そうということで今、分科会で協議をしてもらっている最中です。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

組合の奨励金を一応廃止する方向が提案されたわけですが、さつきから話にありますように、自治会の非常に重要な活動資金に今までなっていたわけですが、この辺がただ廃止され、今度12月に合併の地域の説明会が計画されているわけですが、その辺である程度説明ができるようなところまで具体的な検討はできないものかどうか。できたらそういう形をとっていただきたいということを要望しておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

国分はもう廃止されているんですが、「その自治体、公民会のその決算状況を」と今おっしゃいましたが、平成15年度からですね大方のその公民会が公民会費を値上げをしております。そうしないとその公民会のその会長さんの手当が出ないわけですよ。ですから、値上げをした分を配慮して決算を調べていただきたいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局何かありますか、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先ほど言いました14年度の決算についてはですね各市町が、先ほど決算について話をしましたけれども、この件については各市、町が自治会に出しておる額を調べておるところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。浦野委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

私の自治公民館も非常に44戸数ぐらいの小さい所です。経費を見てもみすれば大体役員報酬なんか半分以上占めているというのが実態なんです。だから、この納税組合をなくすとか、納税報奨金のことについてでございますけど、総務部会の方で3月に取りまとめるといことなんです、大きな自治体であればですねそんな経費はかからないですよ、人口の割には。だから、やはりですね総務部会の方では自治会のですね、自治会の合併というものをやはり考えていただきたいと、我々もちろん考えておりますけど。そうしないとですね小さい集落があっちこっちあってですね経費だけは加算されて、公民会費を各住民の方々から幾ら上げる、幾ら上げると上げてきてですねなかなか自治会長さんになられる方がいないですよ。頭を下げて焼酎を飲ましてですね自治会長になってもらうというのが実態なんです。だから、総務部会でそういうことを審議されるのであればですね、この費用、自治会の育成資金かなんか

知りませんが、我々は是非とも必要だと思っておりますが、それと同時に小さい自治体でもですねやっぱり合併してですよ地区単位にするとかですよ、その辺の経費というものをですねはじき出していただきたいと。これはもう簡単にできるわけですから、我々でもできるんですけど、やはりその辺がですね役員さんのどうしてもなりたくない。役員さんに押しつけてなっていたらいいおと。その関係上、役員報酬も上げなきゃいけないというのが大部分の経費に変わっているわけですから、その辺を考慮した上で総務部会の方々はですね納税報奨金に代わるものというものを考えていただきたいと、その結果を出していただきたい。だから、市町村合併だけじゃなくて、各自治体のものでないやそういう公民館活動というものを、合併というものを考慮に入れた上のものでないや出していただきたい。よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。今それぞれ出されました。新しいまちづくり計画の中でもコミュニティ、自治公民館活動の活性化ということも新しいまちの計画の中にも取り込まれているようでございますが、今、皆さん方からお話のございましたようなことも踏まえまして、総務部会の方で議論をさらに進めていただくように事務局の方にもよろしく願いをしておきたいと思っております。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にほかにはないようであれば、委員の皆様にお諮りをいたしたいと思っております。この件につきましては提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、議案第20号、納税関係事業の取扱いについて（協定項目25-5）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議第21号、窓口業務の取扱いについて（協定項目25-8）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で住民専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。

○始良中央地区合併協議会住民専門副会長（西重 正志）

住民部会の西重でございます。再度説明申し上げます。協議第21号、協定項目25-8、窓口業務について3項目の協議を求めます。第1点目が、窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとする。2点目が、印鑑登録証（これには住民票を含めます）については、様式を合併時まで定め、合併後随時切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とする。3点目が、自動交付機については、既に設置されている国分市、牧園町については新市に引き継ぎ、他町においては合併後速やかに設置の方向で検討するというものでございます。資料に基づき内容の説明をいたします。資料の38ページから41ページでございます。窓口業

務については、各市、町とも住民基本台帳法あるいは戸籍法に基づき受付、交付事務を進めており、また、住民票、戸籍の交付手続きも同一であり、特に支障はないと判断されたものでございます。交付時間でありますが、窓口の業務時間、昼間の窓口開放につきましては、国分の業務時間が8時15分から17時までであることを除き、同じ体制であり、これについても特に支障はないと判断いたしました。なお、業務時間については総務部会で調整されていくものと考えております。それと住民票等の交付状況につきましては資料の42から44ページに掲載されておりますので、後もってご参照方お願いいたします。次に、2点目でございます。印鑑登録証（住民カードを含む）についてでございます。資料の38ページと40ページの中段に参考資料を添付いたしております。印鑑登録、印鑑証明を受ける場合は、各市、町とも本人若しくは代理人が各市、町の事務所に出向き請求するようになっており、これについても特に支障はないと判断いたしました。カードの様式につきましては税証明あるいは住民票等の交付範囲も含め図柄等も統一することが新市となった場合は当然であるという判断をいたしました。印鑑登録の切り替えの手数料を無料とすることにつきましては、紛失等本人自らの責任によって切り替えるものではないので、無料の取扱いをすべきであるということから判断いたしました。また、紛失された場合は当然再発行ということで有料とすると協議が整っております。外国人についても同じでありまして、各市、町とも外国人登録をしている者としており、これについても問題はないと思われま。次の3点目の自動交付機についてでございます。資料の39ページと41ページの後段に参考資料が添付してございます。自動交付機は、国分市に1箇所、牧園町に2箇所既に設置されておりますが、各種行政事務の電算化についての協議は電算情報専門部会で協議され、メーカーや機種が選定されるものであり、その決定がなされない限りは、現在各市、町で使用している電算システムでの設置では不都合が生じるということでありま。これについては電算のメーカーや機種が決定された後に新市において速やかに設置の方向で検討するとの調整結果となっております。それと、ここには書いておりませんが、手数料というものがございまして、手数料については、この住民専門部会に限らず、他の部門にも数多くあることから、すべての手数料を含めての協議が必要でありますので、これについては合併時には統一するという方向性を申し合わせ、今回の協議とはいたしておりません。以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

すいません。後先になりましたけれども、資料の訂正をお願いいたします。38ページでございます。38ページのですね溝辺町の所、縦に見ていただいて、一番下の方で

す。「印鑑登録者数570件」でありますけれども、これをですね「5,030件」に訂正をしていただきたいと思います。すいません。よろしくお願いいたします。「5,030件」です。お願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、訂正方もお願いし、協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等をお伺いいたしたいと存じます。はい、東鶴委員。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

東鶴でございます。37ページの3番にございます自動交付機についてですが、ちょっと確認してください。「国分市、牧園町においては設置してあるやつは新市に引き継ぐ」とございますが、これ引き継ぐ時に、我々その横川町ですが、例えば、その国分市でもう既に出させるということによろしいですかね、交付機の、ちょっとそれ質問してください。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

お答えします。それまでに当然電算システムは完備してまいってきておりますので、当然横川町の方も国分で取れると、またその反対もできるということになります。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

はい、分かりました。であればですね、「他町においては合併後速やかに設置の方向で検討する。」とありますが、できましたら、私の意見ですが、合併時にすべての町村を設置していただきたい。といいますのは、やっぱりこれが住民サービスにあたるんじゃないかと思っているんですが、当然その経費かれこれは発生します。でも、これはどこでも取れる、1市6町が一緒になった場合はどこでも取れるというのがやっぱりサービスじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

お答えします。専門部会でですねこの話を、もう当然公平なサービスでやるべきだということで話はしたんですが、ある町においてはうちは要らんかもなあというような、必要ないのかなあというような意見も出たものですから、そこら辺をちょっと含みを残した表現でこのような文言にいたしました。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

必要ないという町村があるということですけど、この国分市と牧園町見れば10%、人口でですね見た場合10%ぐらいの稼働率があるように思うんですよね。だから、やっぱり設置というのは、どこでも取れる、今の段階では「その庁舎内に置く。」ということで書いてありますが、やっぱり置くべき方向で合併時にやっぱり持っていった方がいいのではないかと私は提案申し上げます。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

先ほどうちには要らないという声があったというのはですね、この自動交付機を設



置するために大体3千万程度経費がかかります。そこら辺、合併までにそういう負担の予算を当然旧町で組むわけですので、そこら辺のこともあつての発言だったと思います。そこら辺については、また、委員の皆さん方の意見によっては当然最初から設置するという事も可能ではあると思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

私たちの特別委員会の中でもその辺は合併までに各町に設置していただきたいというような意見でありました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長よろしいですか。設置の方向で検討すると、速やかに検討するという事、設置をしていただきたいという趣旨があるということでございますので。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

それについてはここで決めていただければいいことでありまして、当然各その町におきましては予算化も必要となってくるということでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただ電算システムの開発全体と関連があるわけでございますよね、当然のこととして。ですから、今、部会の方で機種を選定、電算システムの開発、そしてそれがスムーズにいくことが、さっきからおっしゃるように、サービス、住民サービスの最たる向上だということとつながるといふふうに思いますので、部会の方の機種と併せましてこういう交付機についてその必要性を踏まえて設置の方向で検討するという形で皆さん方の意見を整理するという事でございますでしょうか。皆さん方今出ましたけれども、これは合併後と、ただ市町村の先ほどから財政の状況等話がございました。それも踏まえながら、表現においては「速やかに設置の方向で検討する。」という方向でしながら、今の諸事情もあろうかと思いますが、趣旨としてはできるだけその利便性が図られるようにという形の中でこれは整理してもよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

じゃあその電算のシステムの流れなんかを途中経過という形で、部会ですか、その辺である程度のその、方向じゃないんですけど、こういう形で進んでいるということは今後報告という形でいただければいいと思いますんで、それでよろしく願います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方でお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

せっかくの機会でございますので、現在の状況について少し説明をさせていただきたいと思っております。この特に今のこの自動交付機につきましてはいわゆる電算システムの中でも役所流に言いますと基幹的な分野という形になります。特に住民に関する部門、それから税等ですね、そういう部分につきましてはいわゆる電算化の統一を図るという形になってまいります。そして事務所の位置等の関係におきまして総合支所方式とすることがまず協議をされました。したがって、現在の役場、そして福山町の支所を含めまして総合支所として機能を残すわけでございます。したがって、そこでは当然に従来どおりそれぞれの証明についてはまず証明を受けることが可能になってまいります。これは当然本庁舎と連携する形でつながります。そしてそれ以外の所でもってとか、あるいは証明等を発行するのに幅渡する期間等の混雑を緩和するために自動交付機というのは今のところ設置をされているというふうに考えております。そのようなことから部会等でもいろいろと今説明があったような協議がなされたものと思っておりますけれども、その電算の導入につきましては現在電算部会の方でもってその業者の、新たにどういふシステムを選定するか業者の選定作業を進めているところでございまして、目標といたしましてはできれば12月中にそこら辺のところを決定をするような運びにしていきたいと。そうしますと当然に現在の電算の処理状況等をまず把握いたしまして、そして新たなそういう、正式には「ベンダー」という表現を使っておりますけれども、電算の開発業者の方で新たな仕組みをつくっていくという形になってまいります。そういう中で当然にこのようなことも検討されていくというふうに思っております、現在そのような作業が、今、業者選定の方が詰めの作業に入っているというところでございまして、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。少し報告が遅くなっているのかもしれませんが、現状は以上のような状況でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。特にございませんですかね。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

協議事項の2番目ですけれども、財産関係の登記関係の手数料、財産の登記関係の書き換えなどについてはどのような扱いになっていくのかお伺いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、手数料の関係で、納税証明の議論だけがこのところに入っていますが、そのほか手数料、今そういう財産登記の関係を含めましてそういったことについてどうなっているのかということです。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

お答えします。この窓口の分科会の方ではそこまでの協議はしておりません。ただ

いわゆるカードで証明とか、そういうのは当然、先ほども言いましたように、税とか、納税証明ですね、そういうのもシステマ的にはできていくと思います。それはまた今後のまた調整になっていくと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今ですね説明もありましたけれども、補足説明をさせていただきたいと思います。使用料・手数料の取扱いという所が別個設けてありますので、そこでまた調整方針も出ささせていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時力蔵）

調整内容の2番目でございますけれども、印鑑登録証の関係ですが、印鑑登録証明書の交付申請をする場合に印鑑登録証は必要だと思います。そうしてこの「合併までの間に様式を整えて、合併後に随時切り替えることとする。」となっておりますが、随時切り替えるとは、普通町民、住民の方々には印鑑登録証明書が必要な場合にだけこの印鑑登録証の必要性を感じずるわけですが、随時切り替えるとは、必要でなくても役所に行って切り替えるんですか、それとも必要な時一緒にいいんですか。その辺の検討はどうされたものかお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

お答えします。この随時切り替えると言いますのは、現在お持ちの方の分を無料で切り替えていくということでございます。当然持っていらっしゃらない方については新たにつくっていただきたいということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

**100%**そのことは分かっております。それをですね、印鑑証明書の交付を必要としない場合であっても役所に行って切り替えなけりゃならないのかどうかということを知っているんですよ。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会副部長（西重 正志）

それは必要な時で結構でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

何年でもいいんですか。期限がございませんか。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会副部長（西重 正志）

期限は特に考えておりません。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にほかになければ、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思います。この件につきましては提案のとおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第21号、窓口業務の取扱いについて（協定項目25－8）は提案のとおり承認をされました。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。(1)の協議第22号、財産の取扱いについて（協定項目5）を議題といたします。本件は財政専門部会の所掌事務となっておりますので、財政専門部会長の方から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

それでは、財産の取扱いにつきまして説明を申し上げます。3ページでございます。1市6町の所有する財産、公の施設、債務はすべて新市に引き継ぐものとするというふうにしております。財産の取扱いについては平成14年度決算に基づくものであります。4ページでございますが、公の財産、公有財産は行政財産と普通財産に分類されます。行政財産は、普通公共団体において公用又は公共用に供し、また、決定した財産を言うことになっております。普通財産は行政財産以外の物でございます。また、公用とは普通公共団体が事務又は事務の執行をするために直接使用する物を言います。例えば、庁舎、研究所等でございます。公共用とは住民の一般的共同利用に供する公の施設を構成する物的要素を有する場合がありますが、学校、病院、公園等を言うものであります。4ページの関係項目の公有財産の中にそのように分けてございます。行政財産と普通財産でございます。国分市では、国分市が所有する土地は596万4,335㎡で、建物は31,022㎡となっております。また、溝辺町は215万4,325㎡で、建物の面積は7万700㎡でございます。横川町の面積は562万916㎡で、建物の面積は5万5,321㎡でございます。牧園町では土地の面積は1,675万7,228㎡で、建物の面積は6万8,984㎡でございます。5ページでございます。霧島町の面積は62万6,728㎡、建物の面積は3万7,886㎡でございます。隼人町の面積は143万284㎡で、建物の面積は13万7,601㎡でございます。福山町の面積は291万9,458㎡で、建物の面積は5万9,088㎡でございます。1市6町の合計で土地の面積は3,544万6,274㎡で、建物の面積は73万602㎡となっております。行政財産の特別会計には隼人町では病院が入っております。また、下水道については5ページに牧園町分の土地1万3,600㎡が掲載されておりますが、下水道の実施されている国分市、隼人町につきましては一部事務組合で行っていることから、ここには掲載しておりません。この中で幹事会での質問で、面積ではなく、評価した方がいいのではないかという質問が出ました。評価につきましては非常に難しいこと、また、財産台帳とか、そういう物がない所がありまして、今のところについては評価については考えての協議はいたしておりません。また、土地の

評価につきましても、立木の評価につきましても、面積が相当数あることなどから、樹種、年輪、本数など相当の時間がかかり、経費を要することなどから、今回につきましては専門部会では話はしておりません。専門部会で問題になりましたのは、財産について引き継ぐ時間には問題はないが、管理運営を行っている臨時職員の取扱いはどうかということが問題が提起されました。臨時職員、嘱託の職員の取扱いについては人事部会で協議し、総務専門部会で最終の方針を出すということにいたしております。それと先進地事例では、日置合併協議会ですが、6町は所有する公有財産については現行のまますべて新市に引き継ぐとしております。なお、各町が締結している分収林契約についても現行のまま引き継ぐといたしております。今のところ評価をして引き継ぐという所は聞いておりません。6ページでございます。関係項目の有価証券及び出資等による権利でございます。有価証券及び出資等の権利は全部で46件で7億5,448万4千円でございます。国分市では合計で3億799万円、独自なものとしまして株式会社鹿児島頭脳センター出資金1億円、また、8ページにあります鉱業権は面積で表示されております。溝辺町は計で1,518万9千円で、7ページにあります。カラモ交流財団出捐金300万円、横川町の計は1,106万5千円で、株式会社鹿児島頭脳センター出資金100万円、牧園町では合計で2億7,122万円で、7ページにあります。財団法人鹿児島県文化振興財団出捐金1億5千万円、霧島町では計で5,995万5千円で、神話の里の公園株式会社の出資金5,100万円、隼人町の計では6,738万3千円で、7ページにあります財団法人鹿児島県産業技術振興協会出捐金1,261万2千円、福山町の計では2,114万2千円で、財団法人鹿児島県栽培漁業協会出捐金538万5千円などと各市町村特異なものとなっております。8ページでございます。関係項目の基金でございますが、これにつきましても基金についてはすべて新市に引き継ぐといたしております。土地開発基金は、公共の利益を図るため取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るために設置した基金でございますが、1市6町におきましても土地、そして、また、その貸し付け、現金と預金を持っております。合計で16億6,317万円の基金となっております。次に、その他基金として39件が掲載されております。9ページの1市6町の合計で166億8,847万1千円となっております。この中で1市6町が全部設置しているものが、財政調整基金、合計で45億3,460万5千円、減債基金33億9,050万1千円、特定建設事業基金28億2,499万8千円、地域福祉基金15億円でございます。また、9ページには、畜産特別導入基金1億9,289万4千円、国民健康保険高額療養費、高額療養資金貸付金1,824万5千円、国民健康保険給付基金9億9,054万8千円などが全体の市町村で基金が行われておるところでございます。その他の基金につきましては各市町村特別に独自なものをつくられて基金を設置をされております。また、この中で財政調整基金につきましては市町の年度間の財源の不均衡を調整するための積立金でございます。また、減債基金につき

ましては地方債の償還のために積み立てるもので、地方財政法等では、「決算による剰余金の地方債の償還に充てるか、それを基金に積み立てなさい。」というふうになっております。また、地域福祉基金につきましては、高齢者等の保健・福祉の増進、在宅福祉の向上及び健康づくり等に関する民間活動の活性化を図り、地域の特性に応じた高齢者の保健・福祉対策を推進するための基金でございます。これは果実運用となっております。各市町どんなものに使われているか。別々な、これに使いなさいというのがないもんですから、果実を運用されているようなものでございます。基金につきまして幹事会の中で人口割によって持ち寄るべきではないか。先進事例はないかというご質問がございました。基金につきましては、各市町の財政の現在の財政状況を考えますと、合併までに現在の基金に積み増しして新市に持ち寄ることは非常に厳しい状況にあると、各市町の基金ごとに持ち寄り方を決めようとしても、基金の保有額がかなり金額の差があることから非常に難しい状況にあります。このようなことから基金の持ち寄り方は、各市町の基金総額の中で各基金ごとの調整を行うこととし、現在保有している基金の活用状況等を今後調査し、廃止、統合も検討していく予定であります。また、各分科会でも現在基金の調整が行われているところでありますので、今後の基金制度の考え方を確認しながら今後調整を行っていきたいというふうにお答えいたしております。先進地事例としましては川薩地区の取扱いを説明いたしました。この中で今後の調整方法といたしましては四つの区分に分類して調整を行うことと予定をいたしております。現行のまま新市に引き継ぐものとし、必要に応じ随時見直すもの、2番、新市に移行し、統合するもの、3番目、新市に移行後速やかに調整する。4番目、廃止するというのを今回の財政部会、分科会、財政専門部会で合併までの三つの申し合わせ事項の確認を持ってもおります。この中には、今調整方法として三つ申し上げましたが、今後の申し合わせ事項としましては、基金は通常ベースで取扱いをする。駆け込みの取り崩しはしない。新市の財政計画の整合性を図ると3点の確認を行っているところでございます。それから、10ページでございます。債務につきましてもすべて新市に引き継ぐものとするをいたしております。地方債につきましては、各市町の事業の中で一般財源では賄えない事業を行っておりまして、借入する、起債で行っているわけですが、一般会計で22件、721億3,747万8千円、特別会計で、11ページですが、8件の39億3,705万6千円、公営企業で3件の64億9,870万3千円、総体で33件の825億7,323万7千円となっております。11ページですが、国分市で合計で315億2,934万7千円、溝辺町で88億2,431万4千円、横川町で52億3,807万円、牧園町で90億452万5千円、霧島町で70億5,010万円、隼人町で150億3,196万9千円、福山町で58億9,491万2千円となっております。また、この中には財政力指数に応じて交付税分の交付税が算入されているものもあります。この中の上から5番目でございますが、辺地対策事業債は交付税が80%、過疎債は70%、臨時財政

対策債は100%と交付税が算入されております。それと11ページでございますが、債務負担行為は1市6町での合計は24億9,708万3千円となっております。それから、12ページに公共施設状況調べの資料として添付をいたしております。それから、13ページでございますが、資本、資産、財産、公営企業分のものを添付いたしております。また、財政部会で打ち合わせを行っているところでございますが、16年度の予算につきましても通常のペースで予算の計上をすること。駆け込み的な予算計上はしないことと打ち合わせをいたしているところでございます。14ページに財産の取扱い先進地事例を掲載いたしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま財政専門部会長から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

今質問受けたんですけれども、最初の方のこの行政財産、普通財産、これを合算したのが13ページの固定資産税、流動資産にこれ匹敵するということですか。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

13ページは公営企業だけの分でございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

そうしますと、この庁舎あるいは土地、これについては時価、時価での評価というようなこと。それから建物の、建物の評価ですね、そういうこともしていらっしゃるんですか、評価の中で。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

先ほども申し上げましたが、時価の評価、そういうものは、時間的にも余裕がございませんので、今のところはやっておりません。その専門部会でもそういう話は出ておりませんでした。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

それで合併、対等合併、それでそれはしなくても財産面はいいという、省略ですか。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

評価ができればいいわけですが、今のところは面積、そういうものも、負の財産等もございまして、そのまま引き継ぐことが大切ではないかということでこのような検討をいたしたわけでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

国分市の場合なんかはこういう庁舎を造っておりますよね。そうすると評価がありますね。それで債権も多うございますよね。そうするとやはりこの評価というのはしないと、合併される所、市民の皆さんが納得されない部分があるんじゃないでしょうかね。そこらあたりはないと判断されてこれされないんでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

幹事会でもそういうことが、「面積でなく、評価した方がいいんじゃないか。」というご意見が出ておりますが、非常に、先ほども申し上げましたように、非常に量的にも非常に難しいのではないかと。例えば、牧園町のことを申しますと、財産である関平鉱泉をどう評価するんだということなんかもあるわけでございまして、今のところは評価をいたしておりませんが、今後検討の余地はあると思っております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

合併前に持っておりますそれぞれの市、町の財産の中に、私どものことをば申し上げたいと思いますけれども、地縁団体の認可の問題が出たのは3、4年前だったと思います。その時点で行政の末端組織でございます集落が公民館を持っておりまして、その公民館の敷地がその集落の代表者の名義になっていると。今の登記上の関係でやはり、もし死亡された場合の後の登記がなかなか難しくなってくるというようなこと等があって、溝辺町におきましては将来とも公民館活動に使うんですよというところで町の方に寄付採納をいたしております。このことも財産の中にくくってあると思いますけれども、このままの姿で合併後も進んだ方がいいのか、あるいはほかの町におかれましては、地縁団体の認可ですか、認可を受けられてそれぞれ財産管理なり、活動を展開されていらっしゃると思いますが、そういった方向を進んだ方がいいのか。その辺のところについては事務局の方ではご検討はなかったのかどうかお尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

財政専門部会長、それは議論されて、どちらの、部会で、はい、財政部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

財政専門部会ではこの話は出ておりませんでした、先ほど申し上げましたように、財産の調整方法としましては、このまま引き継ぐものとか、例えば、移行後に速やかに調整するとか、そういうふうにしておりますので、今現在のところ話はしてませんが、新市になってから移行して話し合いで引き継ぐものとするということではないかと考えておりますけれども。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方から補足をして。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

扱いということの前に、少し国分市の状況についてご説明申し上げたいと思います。「地縁の団体」ということで少し馴染みのない言葉かもしれませんが、今、延時委員の



お尋ねは、いわゆる地域の方、例えば、自治会であるとか、そういう方々が代表者名義の財産を持っておいでになる。これの扱いについて、団体設立して、地縁の団体を設立をしていわゆる財産の所有ができるという制度ができています。従来までを見ても、公民館長さんの名前で代表登記をされて、実際そういう方々が亡くなったりしてこの財産の所有がなかなかできないといいますが、ありました。そういうことの部分を解消するために地縁の団体制度ができておるところでございます。今その扱いについて、きちんと地縁団体を設立をして、そして代表者から、このいわゆる公民館長さんになるとか、そういう方々の代表の名義にきちんと財産登録ができれば、それで地縁の団体の設立は手続き的に可能になりますし、それは現在のところ国分市においては国分市止まりでその手続きは終わることになります。ただ、今お聞きしますと少し複雑な状況もおありになるようでございます。例えば、既にそういう自治会から市、町それぞれに寄付採納という形でもって財産の所有権が移っていますと、それについてはもうその段階で終結をしていると思います。ただそうでないものについて、いわゆる宙に浮いたような形のものがあるのではないかと思いますけれども、そのようなものについては地縁の団体の制度を活用してそれぞれの所で所有をすることが可能になってまいると思っております。それについては、先ほど申し上げましたとおり、市、町段階で手続き的には可能になるかと思っておりますので、その所有の状況に応じて判断すべきことではなからうかというふうに思っております。少しそれぞれちょっと細かい部分で状況があるようでございますので、それについてはまた個々対応しなけりゃならないのかと思っておりますが、また少しそこら辺についてはご事情をまたお聞かせ願えればと思っております。そうしますとまた判断がしやすいのではないかと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

将来ですね今のままの姿において新しい市の財産になってくる。利用はその地域の集落で使う。であれば、この財産は市の財産だから買ってくださいますかという事態が発生した場合に、最初の目的はいわゆる自分たちの地域のそういったもので使うからということで無償で寄付採納をしているわけなんですね。その辺がどうなるのかということが今の時点になれば心配になってきます。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

溝辺町は非常に特殊でございましてね、昔から五つの大字、村が合併して明治22年に溝辺村という組織形態になったわけでありまして。したがってですね、例えば、有川村、崎森村というのがたくさん財産があったわけです。これが町村制とともに全部溝辺町に変わってしましましてね、溝辺町名義で残っておる土地がたくさんあるんです。

今できるだけこれは、大字の物、個人の物はそれぞれ移転登記をしてくださいと、必要があれば町が嘱託登記の加勢もしますということで流しておるんですが、今言われました財産につきましてはですね特殊な物で、その寄付をいただきましたけれども、実質はその集落で管理をしてくださいよということで、これは非常に法律上は問題があるんですけれども、町財産台帳には載せずに、別冊でこれを管理しておるんですよ、総務課の方で。それで私は合併にあたりましてはですね、今そのお話もありましたとおり、地方自治法が改正されまして地縁組織をつくれれば、これは市町村長の許認可事項ですよということになっておりまして、簡易に地縁組織はできるんですけれども、なかなかその組織が、もう代表者が1年交代とか、2年交代で交代する。そのたびに法務局に登記が必要だというようなことでなかなか地縁組織が進まないものですから、私はその今言われました心配に対しましてはですね、今、総務課と話をしておるんですけれども、この財産は溝辺町名義になっておりますけれども、どこどこ財産のあなたの方の物ですと。ですから、できるだけ地縁組織をつくって早く登記を直してくださいという文書を発行しておこうと。そうしますと、これは町の名義だけれども、溝辺町の名義だけれども、皆さんの財産ですよという証明書になると。だから、都合のいい時に直していただければいいのではないかとということでですね、速やかにやるべきなんですけれども、やはり便宜上そういう措置をとっておけば、こういう証明を持っていけば、新しい市になっても、ああ、これは町名義ですけど、皆さんの財産なんですよということで新しい市も登記のための書類はいつでも出していただけるのではないかと。それで皆さんの財産であるという証の証明書になるやつを発行しておこうと、こういうふうに思っておるところです。ですから、そういうことでひとつご理解、これはもう溝辺だけの問題ですから、ここではもう問題にされずに、新たに合併の枠組みの段階でこういうものがありますと、これだけは別途ひとつ、この財産台帳にももちろん載っておりません。今日この示されましたこれにも載っておりませんから、町名義であるけれども、これは別扱いになっておりますから、ひとつそういうことでご理解いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長さんよろしゅうございますでしょうか。地縁団体の至るまでの部分の中で今あるような財産があるんだということがお話がありましたので、それは先ほどの整理の方法の中で議論していただければよろしいんじゃないかと思えます。ほかにありませんか。特になければですね、この協議事項第22号、財産の取扱いについては終わらせていただきたいと思います。次に、会議次第5の(2)、協議第23号、消防団の取扱いについて（協定項目23）を議題といたします。本件につきましては総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会長から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務専門部会長でございます。今回の会議資料15ページ、協議第23号、消防団の取扱いについて（協定項目23）についての提案理由等についてご説明いたします。協議を求める内容といたしましては、1、1市6町の消防団員はすべて新市に引き継ぐ。2、新市の消防団は7団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併5年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。3、各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。4、消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐ。この4項目でございます。参考資料といたしましては16ページから19ページまでに1市6町の現況をお示ししてあります。また、20ページには法律の抜粋を、21ページには先進事例をお示ししてあります。この消防団の取扱いについては、消防防災分科会、総務専門部会において協議検討を行い、そして先の幹事会でも検討を行ったところでございます。また、この内容につきましては関係消防組合とも協議を行ったところであり、さらに1市6町の7消防団長さん方にも事前に説明を行い、提案についての了解は得ております。それでは、総務専門部会等での具体的な協議検討内容についてご報告申し上げます。1の項目につきましては、1市6町の消防団員はすべて新市の消防団員としての身分を引き継ぐべきであるということからそのようにお示ししてあります。次に、2の項目についてでございます。これにつきましては少し具体的にお話ししたいと存じます。17ページの横書きの資料の右側の欄に調整の具体的な内容をお示ししてあります。その中の2と3と5の項目をごらんいただきたいと存じます。2番目が、1市6町の団長は同格の階級とし、連合団長を互選により決定する。これは現在の1市6町の団長はそのまま7人置き、その7人の中から1人を連合団長とするということでございます。次に、3、新市の消防団の呼称は、それぞれ〇〇市国分消防団、〇〇市溝辺消防団、以下同じとする。これは現在は国分市消防団、溝辺町消防団などとなっているものを、新市である〇〇市国分消防団、〇〇市溝辺消防団などとするものでございます。次に、ちょっと飛んで5に班長以上の任期は平成16年度に4年で統一し、合併後4年以内を目途に管轄区域の見直し、組織、定員の見直しを行うとしております。これは合併後4年以内で組織等の見直しを行うことを明らかにしたものでございます。すいませんが、また15ページにお戻りください。一般的には消防団は一つの市、町に一つの消防団があります。現在1市6町もすべてそうっております。本来ならば新市ができた場合は、新市に一つの消防団、一人の消防団長を置くべきであるとは考えられます。しかし、ここでは新市の消防団は7団で構成するというふうに提案しております。この理由といたしまして、一つには、これまでの1市6町の消防団にも歴史や地域性がありますし、また、消防団活動は地域と非常に密着した活動が行われております。そして消防団には何といたしましても確立した指揮系統が求められております。1市6町が合併しますと非常に広いエリアとなり、直ちに現在のようなしっかりとした指揮体制をとり

にくいことが考えられます。例えば、現在の隣接市、町で詰所が近くにあるからといって合併後直ちに統合した方がいいということでも、必ずしもそうではないというふうにも考えられます。二つ目には、現在の1市6町の消防団の団長さん方から、合併後当分の間は現体制を維持した上で、合併後に詰めていくべきであるという要望が出されております。三つ目には、つい最近、10月30日付でしたが、国の消防庁の方から「市町村合併に伴う消防団の取扱いについて」という通知がありました。この中で「旧市町村間で調整の上、消防団員の処遇を定める際には、現場で活動する団員の士気が低下することのないように配慮してほしいこと。あるいは地域に密着した消防団活動の特性の保持と市町村の区域における消防防災活動の一体性の保持の両者に対する配慮が必要であることから、市町村合併の際に従来の消防団を統合しないことが適切な場合もあること。このような場合、市町村区域内に複数の消防団が存在することとなるが、一体的な運用を図るため、連絡調整の役割を担う連合消防団長等を適宜指名することが望まれる。」というふうな通知が出されているところでございます。このようなことを踏まえまして、役職の最初の任期である4年間の中で組織形態、定員等について見直す必要がある場合には適宜見直していくという前提のもとで、そこにお示ししましたとおり、新市の消防団は7団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併後4年以内に組織形態及び定員などの見直しを行うとしたところでございます。なお、このことについては1市6町の消防団長さん方からも了解を得ているところでございます。続きまして協議項目3についてでございますが、現在の1市6町の中ではほとんどの団体が部制を採用しております。また、階級について一部の階級のない団体もあるようでございます。指揮系統、消防団の指揮系統は統一した方が望ましいことから、各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級を含めて合併までに統一するとしております。次に、4の項目についてでございますが、消防団拠点施設及び機械施設等とは、消防詰所、ポンプ車、積載車などを指しますが、これらはすべて新市に引き継ぐということでこのように表現したところでございます。以上で協議第23号、消防団の取扱いについての提案説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会長から提案説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございませんか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

各市町の中で報酬や費用弁償に格差があるようですが、この協議事項の中にその辺がうたわれていないんですが、この辺の扱いはどのようにされるつもりかお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

消防団員の報酬の額につきましては、先ほどの平成15年10月23日の協議の時に「消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整する。」ということで協議いただいております。そのほか費用弁償とか、そういうものにつきましては、また今後詰めていきまして検討を進めていくと、これは人事部会等との絡みもございますので、今後詰めていくということにしております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

先進事例の中でもほとんどの事例の中で報酬や手当などの部分がかかれていますが、その必要はないのかどうかお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤清利）

報酬等につきましては、今申し上げましたように、そういうことになりましたが、先進事例に書いてございますようなことも各1市6町で検討を進めてまいります。それは当初お話いたしましたAランク、Bランク、Cランクとございますが、場合によってはBランクになる場合もありますが、1市6町で協議して検討してまいりたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。それでは、ほかにないようでございますので、協議第23号、消防団の取扱いについて（協定項目23）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(3)、協議第24号、消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目の25-6）を議題といたします。本件につきましても総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

引き続き会議資料22ページ、協議第24号、消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目25-6）の提案理由等についてご説明いたします。協議を求める内容といたしましては、1、新市に防災会議及び水防会議を置き、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。2、災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制との整合性を図り、合併までに調整する。3、防災行政無線については次のとおりとする。1、同報系は現行のとおり新市に引き継ぐ。未整備地区にも、災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討する。2、移動系は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討する。4、新市において速やかに周辺及び関係機関と災害相互応援協定を締結するの4項目でございます。参考資料といたしましては23ページから28ページに1市6町の現況を示してあります。また、29ページと30ページには関係法律の抜粋を、31ページには先進事例をお示ししてあります。この消防防災関係事業の取扱いについても消防防災分科会、総務専門部会において協議検討を

行い、幹事会においても検討を行ったところでございます。それでは、総務専門部会等での具体的な協議検討内容等についてご報告いたします。まず1の項目についてでございます。市町村は、災害対策基本法という法律に基づき市町村防災会議を設置し、防災計画を作成しなければなりません。また、水防法という法律に基づき県から指定を受けた市町村は水防協議会を設置するなどして水防計画を作成しなければならないことになっております。現在1市6町ではすべてが防災会議を設置して地域防災計画を定めております。また、1市6町のうち1市3町が県が指定する水防管理団体となっており、水防計画を定めております。合併した場合には新市は水防管理団体に指定されることが予想されます。したがって、合併後には新市において速やかに新たに地域防災計画と水防計画を定める必要があることからこのように表現したところでございます。また、新市の防災計画等が出来上がるまでは、現在の各市、町の防災計画等を活用できるようにしていきたいと考えております。次に、2の項目についてでございます。災害が発生した場合又は災害の恐れがある場合、防災計画等に基づき防災体制、災害対策本部を設置することになりますが、この災害対策本部の組織編成については新市の行政組織や常備消防組合との整合性を図りながら調整する必要がありますが、現在1市6町は三つの消防組合に属しており、この消防組合の組織が今回の一連の合併によりどのような体制をとられていくのかということも不明な面がありますので、このように表現したところでございます。3の項目でございます。同報系とは固定系とも呼ばれまして、情報を本部から直接災害危険箇所の住民に対し、屋外放送や各家庭に対して伝達できるものです。これは現在溝辺町、横川町及び福山町において配備されておりますが、合併後は災害危険箇所等を優先して導入することも検討する必要があると考えられます。一方、移動系とはお互いに無線で連絡をとり合うという方式で、消防車や公用車に積載したり、公民館に置いたりして本部との交信に使われます。同報系が一方通行の通信であるのに対し、こちらは双方からの交信ができます。この移動系は現在1市6町のすべてが配備しておりますが、合併した場合は集中管理室が必要であると考えられます。このような観点から防災行政無線に関してはこのような表現を用いたところでございます。次に、4の項目でございます。現在1市6町とも隣接する市や町あるいは県や郵便局などと消防等に関する相互応援等についての協定を行っております。合併しますとその効力を失ってしまうことになることから、合併後も引き続き周辺市町や関係機関と相互に応援体制をとることが重要であることからこのように表現したところでございます。以上で協議第24号、消防防災関係事業の取扱いに関する提案理由の説明等を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。ございませんでしょうか。特になければ、この協議第

24号、消防防災関係事業の取扱い（協定項目25－6）は終わらせていただきたいと存じます。ここで、大変恐縮でございます。しばし休憩さしていただきたいと思ひます。

「休憩午後3時27分」

「再開午後3時40分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたしたいと思ひます。次に、会議次第5の(4)、協議第25号、環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25－10）を議題といたします。本件につきましては住民専門部会の所掌事務となっておりますので、住民専門部会から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

それでは、協議第25号、協定項目25－10、環境衛生事業について12項目について協議を求めます。1点目がダイオキシン等有害物質の発生防止については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。2点目が、公害調査の実施方法については、国分市の調査体制を基本に新市において調整する。3点目が、環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により新市において調整する。4点目が、浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により新市において速やかに策定するものとする。5点目が合併処理浄化槽の補助事業については新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については合併までに調整する。6点目が、廃棄物処理基本計画については、国分市の例により新市において策定する。また、処理計画（実施計画でございます）については、当分の間旧市、町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て新市において速やかに調整する。7点目が不燃物処理場については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については新市において検討する。8点目が、容器包装リサイクル法関連の資源ゴミの収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については新市において協議する。9点目が、ゴミの収集方法については衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ゴミの運搬体制については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。10点目が、し尿浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については合併までに調整する。11点目が、環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。12点目が、地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により新市において速やかに策定するというものでございます。それでは、資料によりまして協議の概要を説明いたします。まず、33ページから34ページ

ジ、1点目の協議のダイオキシン等有害物質の発生防止についてでございます。ダイオキシン等有害物質の発生防止については、各市、町で市報や町の広報あるいはパンフレット等による啓発を行っており、今後とも引き続き野焼き等に対する啓発広報の必要があるとの結果からこのような提言となっております。次に、資料の35ページから36ページでございます。2点目、協議の公害調査の実施方法についてでございます。公害調査の実施方法につきましては、各市、町とも公害調査を定期的に行っている所はなく、苦情があるたびに対応しているのが現状であります。ただ国分市は騒音測定機を所有していることあるいはその苦情に対する調査委託料を計上しているなど比較的対策が整っているということから、国分市の調査体制を基本に新市において調整するといったしました。次に、37ページから38ページでございます。3点目の協議、環境対策審議会についてでございます。環境対策審議会につきましては、環境基本法第44条に「環境対策審議会を設置することができる。」となっております。国分市、横川町、隼人町に設置しておりますけれども、ほとんど機能はいたしていない現状であります。開催もされていないような現状であります。ただ新市においては当然設置すべき機関としており、委員の選任あるいは選任方法等、その他について新市において調整するという結論を出しております。次に、39ページから40ページでございます。4点目の協議、浄化槽整備計画についてでございます。浄化槽の整備計画につきましては、各市、町で計画され、整備が進んでおります。一方、国分市、牧園町、隼人町においては下水道整備が計画され、現に工事が進んでいるところでございます。この下水道整備が完成するまで相当の年数がかかる見込みであり、この間の下水道計画区域内についての設置補助については、下水道の完成時期等の問題もあることから、新市になった場合、全市的な視点から考慮する必要があり、このような結論といたしました。次に、41ページから42ページでございます。5点目の協議、合併処理浄化槽の補助事業についてでございます。合併処理浄化槽の補助につきましては、各市、町とも国・県の補助制度を活用しての設置補助事業を実施いたしておりますので、新市に引き継ぐことには何ら問題は発生しないと思っております。ただ霧島町で、これ42ページの方に書いてありますけれども、一定の要件を条件に国・県の補助に上積みしての制度を持っておられます。この件につきましては合併までに調整していただくという結論となっております。次に、43ページから44ページでございます。6点目の協議、廃棄物処理基本計画についてでございます。一般廃棄物処理計画につきましては、廃棄物処理法第6条においてこの計画の策定が義務付けられているところでございますけれども、1市6町の中では、国分市、隼人町、福山町、溝辺町の1市3町が策定しており、このうちの国分市の計画の最終年度が一番長いということから、国分市の計画を当面活用しておき、新市において速やかに調整するといった結論といたしております。次に、45ページから46ページ、7点目の協議、不燃物処理場についてござい



ます。不燃物処理場については、家庭から排出される不燃物の瓦やコンクリート等の瓦礫類の処理については、各市、町でそれぞれ安定型処分場として管理運営されているところがございます。ただこれらの容量が残り少なくなっており、そう遠くない時期に満杯になることが予想されております。これまでこのいわゆる安定型処分場は設置につきましてはそう厳しい基準はありませんでしたけれども、法改正によりこのような処分場についても遮水シート等を敷いた一般廃棄物管理型処分場として整備しなければならないことから、新市において新たな施設が必要になってくるとのことからこのような結論としてまとめました。次に、47ページの8点目、協議の容器包装リサイクル法関連についてでございます。容器包装リサイクル法関連での資源ゴミの分別収集につきましては各市、町で実施されておりますが、その中で牧園町と横川町がその他のプラスチックの収集を実施されております。また、そのほかの町でも食用油の廃油あるいは蛍光灯、電池、紙パック、布類等も収集している市、町があることから、これらの取扱いをどうしていくのか調整していく必要があることからこのような結論を出しております。次に、48ページから49ページ、9点目、協議のゴミの収集方法についてでございます。ゴミの収集方法については、家庭系のゴミについては委託業者が、事業系のゴミは許可業者がそれぞれ収集、運搬いたしております。また、家庭系のゴミについては1市6町とも排出場所はいわゆるゴミステーション方式をとっており、問題はないものと思っております。ただ、収集したゴミは処分場に持ち込むわけでございますけれども、現段階における各市、町の持ち込み先は、国分地区あるいは始良西部、あるいは北始良の三つの組合となっており、これらの組合がどうなっていくのか等の問題もあり、衛生管理組合の協議を待たなければならないことからこのような結論といたしました。次に、50ページから51ページでございます。10点目の協議、し尿浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制についてでございます。し尿浄化槽汚泥の収集、運搬については、各市、町ともそれぞれ許可業者に委託し処理をしているところがございます。先般違法行為で摘発されました一部業者を除いて、これまで順調に収集、運搬され、また、これまでの実績等から新市になっても従来のエリアを現行の業者にお問い合わせの方がトラブルもなくスムーズな処理業務ができるとの判断からこのような結論といたしました。なお、汲み取り料金につきましてはそれぞれ市、町で違っております。新市になった場合も地域的な事情、例えば、山間部が多いとか、収集対象の家が散在しているとかのいわゆるコスト的な問題もありますので、合併までに調整するといった調整方法といたしました。次に、52ページから53ページでございます。11点目の協議、環境保全協定についてでございます。環境保全協定とは、以前は公害防止協定と呼ばれていたものでありますけれども、それぞれの市、町で締結されております。この締結されている中でも協定期間が古いものもあると思われまして、協定内容についても再検討の必要なものもあるかとも考えられますので、このような

結論といたしております。次が54ページから55ページでございます。12点目の協議、地球温暖化対策についてでございます。地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律で国や地方公共団体の責務を定めております。この中で「地方公共団体は、事務及び事業に関する実行計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を図ること。」とされております。この計画につきましては、福山町が策定済み、隼人町が今年の15年度に策定予定となっております。分科会、専門部会の中でも合併後もこの計画をそのまま使えないかという議論をいたしましたけれども、それぞれ事務所の規模や職員数の違いもあり、そのまま使うのには無理があると。また、合併後に、福山町あるいは隼人町のそういう計画の雛形があれば、策定するのにそう困難な策定業務にはならないというようなことから、隼人町及び福山町の計画を基本として合併後速やかに策定するものとするものでございます。以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま住民専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

39ページ、40ページに合併浄化槽計画について各市町の現況が示されているわけですが、ここに総事業費あるいは計画人員があるわけですけど、各町で大きな格差があるようですが、一人あたり換算すると、この辺は何が原因なのか説明を求めます。お願いします。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

お答えします。大きな点では二つほどあると思います。まず第1点目はその計画の人員でございます。いわゆる町の規模と言うんでしょうか、その点。あと、合併処理浄化槽には、いわゆる5人槽、6人～7人槽、8人槽以上というのがありますので、そこら辺の各その槽の大きさによって補助単価が違ってまいりますので、そのようなことからこのような数字になっていると思っております。はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

牧園町の場合と、例えば、横川の場合、大体一人あたりにすると3倍ぐらい余りの開きがあるわけですが、ただいまの説明で適切なのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長いいですか。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

お答えします。基本的には先ほど説明したとおりでございますけれども、この数字

の中身についての精査は、また資料をつくりながら次回の協議会でも報告いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。ほかになければ、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

これ車のクーラー、フロンですね、それから冷蔵庫等のフロン、フロンガスです。これ今やかましく言っているんですが、これ全然取り上げてありませんが、これは例外ということですか。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

はい、お答えします。この専門部会では特に協議はいたしておりません。というのは、フロンガスの別個の法律がございませんで、フロンガスについてはその法律で対処していくというようなことになると思えます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

1市6町じゃ関係ないということですか。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部長（西重 正志）

お答えします。関係ないということじゃございませんで。実際分科会、専門部会でもこの点につきましては協議がなされておりませんで。お答えします。この件につきましてはもう一遍分科会と協議をしまして、また次の協議会にでも報告したいと思えます。はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございませんでしょうか。はい。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかになければですね、協議第25号、環境衛生事業の取扱いについては終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この四つの案件につきましてはただいまご質問がありましたような趣旨も踏まえまして次回の会議で協議をしていただくこととなりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思えます。続きまして会議次第6の新市のまちづくり計画〔原案〕及び新市のまちづくり計画の〔概要版〕についてを議題といたします。この新市まちづくり計画につきましては、前回の会議までにその一部について素案という形で提案をし、説明をいたしてありますが、新市まちづくり計画の全体、第1章から第9章までがまとまりましたので、本日は計画の原案として提案を申し上げ説明をさせていただきたいと思えます。また、新市のまちづくり計画の概要版につきましては、新市まちづくり計画の原案を基にダイジェスト版として策定したものでありますが、この概要版につきましては、最初のあいさつで申し上げましたように、印刷物を1市6町の全戸に配布する予定にいたしてあります。都市の将来像や新市のまちづくりの基本理念、基本計画、主

要プロジェクトについて等についての原案を広く関係住民に早くお示しすることで1市6町の合併協議によりより一層の理解を深めたいと考えております。また、12月に入りますと住民に対する新市のまちづくり計画説明会をそれぞれの市や町で開催していただくことになっておりますので、その説明会資料としても活用していただく予定になっております。また、住民説明会を進めていきますと、様々な意見、要望が出てくるものと予想されますが、そういった住民の声も新市のまちづくり計画に十分反映されたものでなくてはならないと思っておりますが、したがって、この新市のまちづくり計画の原案及び概要版はあくまでも現段階での案ということでの取扱いとさせていただきます、住民説明会で出された住民の皆様のご意見等を踏まえまして修正していくものと考えているところでございます。なお、新市まちづくり計画につきましては、住民説明会等を経た後、再度プロジェクト会議、幹事会において協議の上、取りまとめを行いまして、来年2月の第18回協議会に新市のまちづくり計画（協定項目6）として協議事項として事前提案する予定になっております。以上のような考え方のもとでまず計画の原案から説明を申し上げ、委員の皆様からご意見をいただき、その後概要版について説明を申し上げたいと思っておりますが、そういう形で進めてよろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのように進めさせていただきます。まず、新市のまちづくり原案について事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、説明をさせていただきます。資料の1ページ目、目次の所をお開きください。A4判の「世界にひらく人と自然、歴史、文化がふれあう都市」というこの冊子でございます。まちづくり計画の原案ということで提案をさせていただきます。説明ですけれども、目次の中で1章から4章まで前回素案として説明をさせていただきました。もうほとんど変わっておりませんので、本日の説明につきましては、5章の新市まちづくり計画、新市の一体化プロジェクト、新市における県事業の推進、それと財政計画を主に説明させていただくということでよろしいでしょうか。それでは、早速説明に入ります。資料の18ページ目に移っていただけないでしょうか。18ページ目ですけれども、将来人口推計、先ほどの説明で、前回の説明の中で国全体の人口、質疑に対しまして、「日本の人口が2008年をピークに」というふうにお答えしましたけれども、「2006年をピークに」ということで発言の訂正をお願いしたいと思います。平成18年度がピークという形になっております。資料の35ページ目に飛びます。資料の35ページ目につきましては、第5章、新市まちづくり計画、まちづくり基本計画でございますけれども、新市のまちづくり計画の基本方針に基づき新市の将来像の実現に向けた新市建設の根幹となる具体的な施策を新市まちづくり基本計画として以下の

ようにまとめております。全体的には各市町の方から事業が出てまいりました。それを整理し、さらに特例事業としての要件がございまして、建設計画に基づいている事業であることというふうな要件がございまして、予定されます事業について漏れがない形で整理をして主な事業という欄に掲載いたしております。35ページ目が(1)番で「活力ある都市づくり」、ここにつきましては社会基盤の分野でございました。主要施策の項目といたしまして河川及び周辺の整備というふうにいたしております。主な事業の所につきましては国・県と一体に取り組む事業を主に盛り込んでおります。河川整備から防災事業、そういった形での主な事業を整理をさせていただきました。(2)番で「空港、港湾、高速道路、鉄道を生かした都市づくり」ということでございましてけれども、ここでは港湾整備事業、道路整備事業、国・県道の整備事業、街路事業、市道の整備改良事業というようなことで主な事業として整理をさせていただきました。36ページ目ですけれども、上から二つ目のコミュニティバスにつきましては、ふれあいバス等で現在取り組みをされている市町がございましてけれども、これを1市6町すべてを網羅した形でのコミュニティバスということで考えております。市街地の整備の中でも既に取り組みがなされている分の継続事業でありますとか、JRの駅周辺につきましては現在JRの方がいろいろ取り組みをされておりますので、それとの連携、併せて周辺整備事業といったこと等を掲げております。情報通信基盤の整備につきましては情報通信のケーブルテレビ、これも現在既に整備がされている所、されつつある所がございます。これを広域的な形での整備を図っていくと、これにつきましては事業主体を公共団体となおかつ企業で実施をする分があると思います。そこら辺を整備をしていくということになります。37ページですけれども、「自然に優しい都市づくり」、これにつきましては生活環境の分野でございまして、現在取り組んでいる事業等をさらに充実をしていくというようなことで主な所に事業を網羅いたしております。38ページ目に移ります。38ページにつきましては自然豊かな都市づくりの分野になってきますが、公園、緑地の整備、海岸、それからゴミ処理関係等を掲げております。公園整備等につきましては、既存、新設等を含めて事業展開していくというようなことでございまして、ゴミの所につきましては資源循環型社会形成ということでリサイクルの取り組み等が主なものになってくるのかなあというふうに考えております。あとそれぞれ主な事業を掲載いたしております。39ページの方は住民による都市づくりということで担い手が住民であるということを中心にここには掲げてございまして、地域づくりの推進の中には当然最終的には地域審議会の設置といったことも出てくるかもしれませんが、現段階での主な事業としてはそれ等については掲げておりませんが、NPOの設立支援事業、それからまちづくり推進体制の整備事業、それから一番下の方につきましては犯罪のない社会づくりのためにどうしても組織の育成促進が必要であるというようなことを考えております。40ページにつきましては教育・文化の

所でございます。学校教育の充実ということで、上の方から2番目に就学区域の弾力化推進事業ということで通学区域等の見直しが出てきます。それと4番目の所に学校施設整備事業というのがあります。今回各市町の方から事業として出てきております分が一番多いのが、この学校施設の事業費が最も多うございます。今後学校の在り方等については十分議論をしていく必要があるというようなことでこの事業を入れております。併せて学校施設有効活用事業として、学校につきましては地域の拠点であるということを中心に置きながら学校開放をやっていく必要があるんじゃないかなあと。最近いろんな事件・事故がありますので、慎重に対応をしなければいけないということでございますけれども、地域の拠点の一つというような位置付けをしていきたいというふうに考えております。それから、下の方ですけれども、地域文化の振興、伝統文化の保存・継承ということで古い物の継承等があり、さらに、また、新しい文化を育てていくという事業等を網羅いたしております。41ページ目になりますが、生涯学習の推進でございます。上から3番目、4番目、図書館の整備と図書整備事業というのがありますが、建物、それと図書整備につきましてはソフト事業というような形を考えております。それから、体育・スポーツの振興でございますけれども、新市の活力のためにはスポーツ振興は欠かせないというこれもまた位置付けをしなければいけないのかなあというふうに考えております。スポーツ振興事業、地域スポーツクラブの育成事業、それからスポーツ施設の利用促進事業でしょうか、そういったことを考えてあります。併せて青少年の健全育成ということで次代を担う青少年の育成、もうこれも欠かせないというふうに考えております。42ページ目でございますが、保健・福祉の充実、主要施策の項目といたしまして保健予防、医療体制の充実、社会福祉等でございます。現在各市町で取り組みがなされている事業等についてさらに広域的な取り組みをしていくということ掲げております。43ページ目になりますが、児童福祉の充実、特に子育て支援事業等が今後重要になってくるというふうに考えております。44ページ目に移ります。産業・経済の振興でございますが、「産業間の交流、ふれあいによる商工業の振興を図る都市づくり」ということでございます。商工業の振興、主な事業としてここに掲げております。特に今後産学官、産業界、大学、それから官公庁でしょうか、そういった所の連携が必要になってくるし、異業種間の交流促進、地産地消の推進といったこと等が今後取り組む事業ということで整理をさせていただいております。農林業の振興につきましても現在取り組んでいる事業等をさらに充実をし、新市のブランドづくりの促進事業といったこと等を掲げております。水産業の振興につきましても掲げているとおりでございます。45ページの下の方ですけれども、観光・レクリエーションの振興、併せてこれも新市のブランドづくりの促進事業といったこと等を掲げております。サイン整備事業につきましては、これは標識でございますけれども、1市6町という形で標識等の統一した整備が必要になってくる

というような形を考えてあります。46ページ目です。コミュニティの推進、住民自治会組織、企業などと行政が協働する都市づくりが今後必要になってくるというようなことで自治会活動の促進、それから住民参画の推進といったことで主な事業を掲げております。それから、下の方になります、人づくりというのがあります。地域づくりは何といっても人だと思えます。そういった形で人づくりにも力を入れていく必要があるというふうな形でございます。それから、47ページ目です。47ページにつきましては行財政の効率化ということでございますが、主な事業の中に5番目の所にバランスシートの策定というのがあります。現金の収支だけでなく、資産の状況というのも今後整備をしていかないといけないということで、現在バランスシートを策定をされている所もありますけれども、新市においては当然やらなければいけない事業であるし、上の方から3行目になります、行政評価及び政策評価、その事業に対する妥当性、達成度、成果等を判断、判定していく必要が今後出てくるというようなことになってまいります。③番の所の質の高い行政サービスという所でございますが、その3行目の所に「各総合支所等については、庁舎を単なる行政事務だけの場でなく、市民が集い、楽しむ場所として市民に開かれた役所づくりが必要である。」というふうに書いております。郵便局等との連携による行政サービスの強化、現在国の方のこれからの地方公共団体の在り方の中にもここら辺は出てきますので、本協議会の中でもここを掲げております。また、地域住民の連携の強化や自主的なまちづくり活動にも支援をしていくというようなこと等をここには掲げております。以上が基本計画の部分でございます。48ページ目からは新市の一体化プロジェクトとしております。前回参考資料として提出した時には主要プロジェクトというような形で報告をいたしておりましたけれども、今回こういった形に変えさせてもらっております。新市まちづくり計画の基本方針に基づき新市の将来像の実現と新市の7地域の一体化を推進するため、重要プロジェクトとして一体化プロジェクトをしますということで、多彩な地域性、地域の交流連携、多機能都市の三つのプロジェクトとして制定をし、49ページ目からそれぞれ事業を掲げております。①番からそれぞれ掲げております。事業等も今後これを具体的に整理をしていく必要があるというふうに考えております。50ページの所までそれぞれプロジェクトの予想される事業等を掲げております。51ページ目が第7章として整理をさせてもらっております。新市における県事業の推進、これも計画に入れ込む必要がございましたので、整理をさせてもらっております。県の役割、それから新市における県事業ということで、県も新市の一体的なまちづくりを支援しますということで事業の積極的な支援をしていきますということを掲げてございます。この欄には現段階では継続事業分のみ掲載にとどめております。今後これも県との調整が必要になってまいります。58ページ目が公共的施設の統合整備、これ前回説明をしたとおりでございます。53ページ目が財政計画になっております。56ペー

ジ目と57ページを開いていただきたいと思います。56ページからが財政計画ということで、前回参考、素案として提案をした時が単独シミュレーションだけの合計でございました。それに合併効果分と特例債を400億、10年間で400億を反映させるというような形で推計を行いました。56ページ目の所で影響があるのが地方交付税の所、それから国庫支出金と県支出金、これは国・県の合併に対する補助金、それから地方債の所がございますが、ここには合併特例債を反映させた形で計画をいたしております。歳入締めて549億というような予算になってまいります。下の方が歳出でございます。これも歳出合計で合わせて549億100万というような形で約540億程度の新市の予算になっていくのかなあとということになってまいります。歳出の方では合併の影響として人件費、扶助費、公債費、物件費、それから一番下の普通建設事業費、ここら辺が合併による効果が出てくるというようなことになってまいります。計画の範囲として平成17年から26年までの10年間を掲載させていただきました。原案の本体につきましては以上で終わります。あと参考資料として各市町の財政シミュレーション、前回と同じでございますけれども、前回印刷が非常に見づらいというようなこと等がありましたので、差し替え分が1冊参考資料がございます。今後はこの、各市町の財政シミュレーションにつきましてはこの差し替え分をご利用いただきたいというふうに考えます。それから、同じくA4で横開き、横の方になっておりますけれども、財政シミュレーション資料編というので少し説明をさせていただきます。資料の6ページ目になりますが、資料の6ページ目が国分市というふうになっております。前回それぞれの市町の財政シミュレーションをまとめた形で提出をさせていただきましたけれども、本日はそのそれぞれ各年度、それから歳入項目、歳出項目、それぞれここに出てきたものを別冊の方の各市町の財政シミュレーションに反映させておりますので、また時間を見つけていただいております。参考までにこの国分市ですけれども、平成12年と13年、14年、ここら辺の一番上の所を見ていただきますと地方税というのがあります。平成12年が69億、平成13年が74億、平成14年が61億、その下の方に普通交付税というのが9番目にあります。53億であったり、43億であったりというような形で、交付税の場合は、こう地方税等の影響で多くなったり、少なくなったりするというようなこと等でございます。見方として国分市の分が平成14年の歳入の方の上の段の方の下を見てもらいますと単年度で6億3,524万7千円でした。基金現在高が68億云々というようなスタイルになっておりますので、あとの市町の所につきましてもそういった形でお目通しをいただければというふうに思います。それから、ちょっと飛びまして19ページと20ページ、一番後ろの方の冊子になります。19ページと20ページにつきましては新市の財政計画を、ちょっと文字が小さくございますけれども、ここにつきましては26年までの10年間と、その下の方にその後の10年間、37年度までを推計をさせていただきました。借り入れ等をした分が10年度以降も影響



がありますので、そういった意味で37年まで推計をいたしております。上の方で普通交付税の分等がございます。9番目の所で普通交付税通常分というのがございます。ここら辺が17年から26年までもう大体平均して動いております。その後、下の方の27年から31年等がそれぞれ変化をし、32年度以降につきましては一定した数字で推計をさせていただきます。本表につきましては、基本的にはこの歳出の方の人件費、物件費とか、維持費とか、補助費、こういったのは特に調整等を行っておりません。歳入歳出の不足分等につきましては普通建設事業費で調整をさせていただきます。その結果、一番最後になります、平成37年の所の一番下の所になりますけれども、約20年後になります、その時の基金が72億4千万というような形での基金があるというようなことでございます。この基金につきましては、先ほどの総務の方から説明がありましたけれども、基金、取り崩しをしないで、利子だけを運営していく分の基金と、今回合併特例によります基金の積み立ての40億等があります。そこら辺を残した形でのシミュレーションになっております。それから、一番最後のページですけれども、21ページ目になります。合併特例債を400億円借りるとして、平成17年から26年毎年40億円ずつ借り入れをしたとして今回はシミュレーションさせていただきました。返済としては3年据え置きの15年償還になってまいります。右下の方を見ていただきますと44年度まで返済がかかります。元利償還金460億を返すというようなことで、普通交付税で措置がされる分が322億、それから新市で負担をする分が138億といった形で、計画図の中では400億の特例債を活用するというような計画をさせていただきます。以上、本日改めて提案をするところだけの説明になりましたけれども、説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま原案についての説明がございましたけれども、ご質問・ご意見等があれば伺いたいと思います。そいじゃあですね引き続きまた計画概要版の所を説明していただきまして、一括してまた受けたいと思います。計画概要版について事務局の方から説明がございます。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

それでは、計画の概要版についてご説明申し上げます。A3版の横長の資料でございます。こちらの方をお開きください。この概要版につきましてはあらかじめご報告申し上げておきますが、これを基にしまして印刷会社の方で正式に印刷いたしますので、一番前に書いております左側の表紙につきましては、このイメージが少し変更になりますので、あらかじめご報告申し上げます。各まちの写真、それから地球儀のものを現在ここに掲載しておりますが、このキャッチフレーズの「世界にひらく人と自然、歴史、文化がふれあう都市」ということと、サブタイトルに「錦江湾の鼓動が時空を超え」というようなことで書いております。このようなものに少しイメージがで

きるようなですね写真等にここを差し替えようと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。それでは、内容に入っていきます。まず1ページの方をめぐっていただ  
きます。1ページの方には、まず最初に概要版の趣旨ということで、ここが少しポ  
イントになりますので、読み上げさせていただきます。「この冊子は、始良中央地区  
1市6町の合併を想定した場合の新市の基本理念や将来像、財政計画などについて取  
りまとめたものです。合併協議会では、平成17年2月を合併の目標に定め、現在  
様々な協議を進めるとともに、新市まちづくりの指針となる新市まちづくり計画の策  
定に取り組んでいます。この新市まちづくり計画の策定にあたっては、これまで住民  
の代表であるまちづくりフォーラムの方々からいただきました提言、まちづくりアン  
ケートによる要望を十分に取り入れた計画とするよう心がけて作業を進めてきまし  
たが、このたびその原案がまとまりましたので、概要版という形で皆様にお届けいた  
します。この冊子を1市6町の合併の適否を判断するための参考としていただきたいと  
考えます。地域の将来について皆さんも一緒に考えてみましょう。」ということで、  
これまで合併のその適否の議論をする材料がないというようなことなんかもありまし  
たので、これをこの冊子にまとめましたということでそこに概要版の趣旨を整理して  
おります。あと内容については簡潔に説明申し上げます。1ページ、2ページの方  
には、1市6町の歴史について触れております。そして地域の特性を2ページの方に4  
点ほどまとめております。内容についてはお目通しいただきたいと思えます。それか  
ら、3ページ目の方に入りますが、3ページの方には、合併の必要性ということで日  
常生活圏の拡大から厳しい財政状況に対応するといういわゆる合併の必要性について  
4点ほど整理しておりますが、特にこの少子・高齢化に対応するためということに  
つきましては、現在1市6町のそれぞれの人口の3階級別の人口を付けております。  
そこを見ていただければ分かりますように、生産人口、真ん中の生産人口でございます  
が、平成12年は8万789人おられる方が、平成37年には7万8千に減っていくと。そ  
して逆に高齢化としまして一番上の所が2万5,336人が、平成37年には3万4,746人  
ということで高齢化になっていくということで、この少子・高齢化が進みますと、生産  
人口が減りまして税金を負担する人が減って、逆に税金によって行政サービスを受け  
る人が増えていきますよというようなことをですねグラフ等を使って説明してござ  
います。あとについてはお目通しいただきたいと思えます。それから、5ページの方  
ですが、合併の効果としまして大きく三つの項目について、学校編、公共サービス編と  
いうような形で整理をしております。特に下半分の所を見ていただければ分かります  
ように、行政のスリム化ということで、合併というのはよく究極のリストラというよ  
うな形で言われるんですが、ここにその行政のスリム化ということで、特に物件費、管  
理部門の削減費が、先ほどの財政シミュレーションでありましたように、10年間で約  
16億浮きます。それから人件費ですが、1市6町の首長さん、それから議会の議員の

方々、議会の議員の定数については今審議中でございますから、これはあくまで、特例期間が済んだ時が34人というふうに法定数はなりますので、そういった想定のもとに計算をしますと10年間で約50億と、それから職員につきましては現在約1,200人おります。これを10年間で、毎年10人辞めた時には6人しか採用しないというような形で5分の3の採用をしていきますと10年間で約960名に減ります。これがいわゆる12万、13万都市の類似団体の職員数の指標でございます。そうして削減していきますと10年間で約90億というような形で、合わせまして約156億の合併効果が1市6町の場合は出てくるというふうに書いております。それから、6ページの方には、いわゆる合併に対する懸案事項、懸念する事項について、主に一番質問が出そうなことについて、その取り組み内容とその具体的な主要事業を整理してあります。中身についてはお目通しいただきたいと思っております。続きまして7ページ、8ページでございますが、ここは先ほど、すいません、1市6町それぞれの各町のシミュレーション結果を整理した中で、上の方には前回と今回の推計人口のやり方によってはこんなに人口の差が出てきたんですよということを住民の皆様にお示しするために右の方にそのグラフを付けております。平成22年を見ていただければ分かりますように、前回のシミュレーションでは13万3,775人になるところが、今回の変化率で求めますと13万1,757人と、平成37年におきましては、前回の変化率でおきますと13万9,345人になる予定が、今回変化率を10年、15年で求めますと13万3,847人と約5,500人ぐらい前回より人口が減ったというふうになっております。これはこの一口メモの所を書いておりますように、特に国分市、隼人町においては黒字から赤字に転じたのは、このような要件が最も大きいんですよということを書いております。それから、表の真ん中の方には自然動態ということで平成14年度中に生まれた子供の数と亡くなった方の数を書いております。特に横川、牧園、霧島、福山、人口がどんどん減っていく所はこのような生まれる数より亡くなっていかれる方が多いと、ですから、自然動態として人口が減っていくんですよというふうな一つの目安として付けております。あと各市町のこのシミュレーションについては各まちの財政の担当の方がつくられておりますので、そういったことでございます。あとはお目通しいただきたいと思っております。それから、9、10ページからが、今までの所までがですね合併に対するいろんな現状といいますか、そのような形で、9ページから以降がもし1市6町が合併するとこのようなまちになりますよというところに整理をしております。まず最初に基本理念といたしまして「世界にひらく人と自然、歴史、文化がふれあう都市」ということで、新市の将来像といたしまして「人と自然が輝き、人がひらく多機能都市の創造」というような形で、下の方にはその七つのキーワードの都市づくりについての少し説明を加えております。続きまして11ページ、12ページでございます。こちらの方には、この基本理念を基にしまして1市6町、新市の土地利用構想といたしまして地域別の振興方向を3点ほど、田園

文化交流ゾーンと、それから錦江湾多機能都市交流ゾーン、自然交流ゾーンの三つのゾーンについての説明を加えております。それから、右の下の方には二つの連携軸といたしまして広域連携軸、これは主に九州自動車道、それから東九州自動車道、高速道路を軸としました連携軸、それからもう一つ、地域連携軸といたしまして各市町の、現在の各市町の役場周辺を地域拠点といたしまして、それを結んでいく地域連携軸というような形でその軸の説明をいたしております。めくっていただきまして13、14ページは、先ほどありました第5章のまちづくり基本計画について整理しておりますので、内容についてはお目通しいただきたいということと、一番上の方に少し、2行だけですが、小さな字で書いておりますが、2行目の所を書いておりますこの各分野別の基本方向や具体策については、まちづくりフォーラムの提言を基に住民の意見を尊重して作成していますということで、「フォーラムの方々からいただいた意見を尊重しながらつくりましたよ。」ということも書き添えております。続きまして15、16ページでございます。15ページは、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。16ページにおきましても同じように、先ほど説明がありましたので、割愛をさせていただきます。それから、17、18でございますが、17ページにおきましては公共施設の統廃合ということで、原案で提案したものを抜粋して書いておりますが、下の方に少し参考といたしまして、基本方針の中で真ん中より下の方に書いておりますが、「既存施設の有効利用や相互利用、あるいは施設の新規設置など管理体制も含めて十分に検討して住民サービスの維持向上に向けた整備に努めます。」ということで、総合支所方式ということに決まっておりますので、下の方の3項でございますが、「現庁舎の空き会議室等の有効活用を検討する。」ということで、例えば、図書室、歴史資料室、あるいは青年、婦人、まちづくり団体等の活動拠点として空いたスペースを有効利用しましょうというようなことも書いております。18ページでございますが、18ページの方から財政計画でございます。先ほど説明がありました財政計画をまとめたものでございます。合併後10年間の財政状況について普通会計ベースで算定したものがその円グラフになっております。歳入合計が5,334億、10年間でございます。一番歳入としまして最も多いものが地方交付税の占める割合が1,536億円で約29%、それから地方税が1,366億円で約26%占めております。あとは地方債が858億円で約16%歳入の割合に示しているということでございます。それから、歳出部分でございますが、同じく10年間で5,334億円でございまして、その中で普通建設事業費が1,487億円、約28%を占めまして、続きまして人件費が875億円で16%、公債費が764億円で14%というような主なものを額と比率について整理しております。下の方には、住民の方に分かるように、その歳入歳出の項目についての説明を付け加えております。続きまして19、20ページです。まず、19ページの方には、今申し上げました普通建設事業費が10年間で1,487億円になりますということで、うち特例債の充当事

業費は**421**億円ということで、ただし、特例債の起債額としましては**400**億円になりますということにしております。そして先ほど説明がありました新市の**20**年間の財政計画を棒グラフにしております。これを平成**14**年末で**150**億の1市6町の基金の残高がございます。これをずうっと**37**年までやりますと先ほどありました**72**億円になります。ということで、その下の方には基金残高といたしまして**14**年度末が**150**億ありまして、そのうちの果実運用というその利息の活用を基本とした、取り崩しができない部分が**36**億円ですから、それと特例債の基金が**40**億ということでございますから、**36**プラス**40**で約**76**億円でございます。それぐらいは**20**年経っても残す必要があるということで**72**億円程度になっているというふうになっております。それから、少し吹き出しの所に書いておりますけど、特例債については有利な起債ですけど、あくまでこれはやはり、交付税措置があるとしても、借金になりますので、**20**年後の財政状況を考えまして、特例債はまだ**575**億借りれるんですが、1市6町でもやはり**400**億円で、**20**年後も健全財政をするためにそれだけしか借りないというふうにしております。それと一番下の方に少し住民の方に分かりやすいように書いておりますが、特例債を活用するにも原資という、資本となる財源ですね、が必要ですということで、**400**億円の特例債を活用するには約**141**億円の原資が必要ですということで、現在1市6町**150**億の基金がございますが、そういったものがないとこの特例債も借りれないんだということをご理解をいただきたいということでそこに書いておりまして、先ほど財政部長さんから説明がありましたように、各市町の基金の状況が説明がありました。あれを見ていただければ分かりますように、原資が持ってない所同士で集まったとしてもたくさんの特例債は借りれないんだよというところをですね少しポイントになるんじゃないかなというふうに思います。それから、この特例債の、建設事業費の特例債は、**400**億は、今後新市の一体性のある事業、新市で新しく計画する事業や均衡ある発展に資する事業ということで、今までに整備がどうしても財政状況上できなかったもの、このようなものに充当をする予定ということで書いております。**20**ページの方に国・県の支援としまして普通交付税の措置、それから特別交付税、国・県の支出金等の内訳について書いております。ここはお目通しいただきたいと思います。下の方に合併後**10**年間の歳入歳出の合併効果ということで、1市6町で仮に合併しますと、一番ここがポイントになるんじゃないかと思いますが、歳入歳出の中で**201**億円がこの1市6町の合併の場合は合併効果がありますよということ。それから、先ほど申しました合併特例債を最大限に活用しますと**400**億ということで、1市6町の合併ですと総額約**600**億円の合併効果、合併の特例の活用ができるということが一番の大きな効果ではないかというふうにそこにまとめております。続きまして**21**ページ、**22**ページにおきましては、現在まで協議会の方で協議が整ったものにつきましては、◎が承認されているもの、○が提案されているもの、△が未協議のものというような形と、それか

ら現在新市の名称、それから議会議員の定数につきましては小委員会で審議中でございますので、☆印で別に記号を付けて示しております。中身の方につきましては、簡潔にどのようなこと、どのようなものが決まったということを過剰書きにして整理してあります。それから、一番また前の方のページに返っていただきまして、右側の方が一番最後の裏表紙になります。そこに1市6町の人口、面積、それから今後のスケジュールとしまして平成17年度までのスケジュール等を書いておりましたが、少し、先ほど会長の方からもありましたが、計画班の方の今後のスケジュールでいきますと、今週いっぱいこの概要版の原稿をつくり上げまして、印刷会社に来週初めには依頼をいたします。そして12月8日には5万3千部の概要版ができる予定でございます。各市町には12月8日から12月17日頃に広報紙と一緒に配布をしていただくと、全戸配布をしていただくというふうな計画になっております。そしてその後、このスケジュールの中にもありますように、12月から、概要版に基づく住民説明を12月中から開催をされる予定になっております。協議会の委員の方々も是非この説明会に参加いただきまして、先ほど申しました合併の適否、それから新市の全体の計画についての議論を深めていただければいいかと思っております。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま計画の原案並びに計画の概要についての事務局の方からの説明がございましたが、両方を通して何かご意見・ご質問等があればお伺いをいたしたいと思っております。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

溝辺町のセンターでフォーラム委員の方々の発表会があったと思います。その時出席された方々のご意見の中で「やはり環境を整備して住みやすい地域をつくっていくんだ。」ということがございました。特に隼人町の方のご発言の中には「錦江湾の海水の汚濁が激しくなってきた。上流におけるいわゆる合併浄化槽を造っただけではだめじゃないんじゃないかな。上流におけるいわゆる合併浄化槽を造っただけではだめじゃないんじゃないかな。」というような意見が出ましたが、フォーラム委員の方々ではそこまでは回答できないということでございましたが、そういったことが、全戸にこれが配布された場合に、どこで答弁ができますかね。「フォーラム委員の方々の提言を聞き、皆さん方の意見をまとめてつくりました。」と書いてあるわけですが、その辺はどうなのか。どこで、それはここでうたってありますよと言えますかね。説明をしてください。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

それでは、まず、概要版の方ではですね13ページの所にその生活環境の整備ということで「海、川、山が一体となった自然豊かな都市づくり」ということで書いております。そして16ページの方のですね、ページが飛んですいません。新市の一体化のプロジェクトということで、今言われました多彩な地域の向上プロジェクトということ

で地域の豊かな自然を大切にすまちづくりというプロジェクトといたしまして「自然環境の保全、整備、河川の水質浄化を含めて」ということで書いておりますが、これだけでは河川の水質浄化ということしかちょっと見えないと思うんですが、具体的には原案の方でこのような上流の水質浄化を含めてすべての自然環境保全の整備をしていくんだというようなことをですねとらえております。ですから、原案の方で先ほどありましたように、自然環境、自然に優しい都市づくりの所とこの主要プロジェクトの中でそのような意見を網羅した形でこの基本計画はつくりましたというような説明に代えさせていただく予定で今のところは整理しております。よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

それからですね、いわゆる地域の声を反映しにくい。そのためには地域計画をするんですよという項目があったと思いますけれども、私は9月の確かこの協議会で地域審議会の設置の問題を早く協定項目にのせるべきじゃなかろうかということをや提言をしました。11月の法改正に基づいて、自治法等の改正があるから、それを見た上で提案しようということだったと思うんですが、この前の新聞記事等でおおよそのアウトラインが出てきたと思いますが、ここらあたりでやはり地域審議会の設置というものが具体的になってきますと、ここん中でもそういった審議会の設置して地区民の、それぞれの地域の意見は新市の方につながりますよと言えんじやなかろうかと思えます。それからもう一つ、「湛水事業を行うんだ。」と書いてございますけれども、どういったことを湛水事業とされているのか。その3点をお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

地域審議会の件ですけれども、この前ご指摘があって、そして、今、企画分科会等で協議をしている最中です。そしてこの前の11月13日、ご存じのような第27次の地方制度調査会の答申が出ておりますので、あれらを参考にしながらですね早い時期に審議会についての基本方針については、調整方針については出したいと思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それから、環境の方。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

まず、それでは、先ほどのこの概要版の6ページの方を開いていただきたいと思います。今言われました住民の声が行政に届きにくくなるのではというようなことで、その課題克服についてそこに整理しております。「新市内の地区単位での課題や問題点を話し合いながら、その課題解決のために行政と連携できる仕組みづくりに取り組んでいきます。」ということで、最終的には地域審議会、そのようなものになってい

くんですが、まず、新市発足後には、こういうコミュニティの推進事業、それから地域振興計画の策定実施事業、まちづくり推進体制整備事業というような形で書いておりますが、今現在国分市、霧島町におきましてはこのようなコミュニティや地域振興計画ということで自分たちの地域を自分たちで管理しながらつくっていくんですよというところですねいろいろな取り組みしております。このようなものが新市内全体にですね校区若しくは地区公民館単位ぐらいであればということで、現在これを分科会等をお願いしましてそのような制度のですね整合も少し話をさせていただいております。そのようなことを想定しながら、ここに主要な事業としましてそのような小さな所の声もコミュニティの整理をしながら届けていくというようなことをですねやりましょうということで書いております。それから、湛水防除事業におきましては、13ページの方に、概要版ですが、書いてあります。これは今後合併いたしまして、特に国分市、隼人町、この国分平野一帯、国分市のあたりになってくると思いますが、上からのいろいろな水が集まってきます。そのようなものにおきまして、現在でも国分市のあたり一帯がですねなかなか排水能力が不足しているということで、京セラの所なんかにおきましてはポンプ排水等も付けられておりますが、そのような形の中で水が集まった所が円滑にですねその排除ができるような事業を展開していこうということでここに湛水防除等の事業を掲載しております。以上です。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

延時委員の最初の方の地域審議会の関係でご質問がありました。そして早い段階で、11月に最終答申が地方制度調査会の方から出されるということで、そこら辺も参考にしたいということをお願いしておりました。今回の答申の中で1点ほど、いわゆるこの住民自治という地域の自治組織ということで新たな提案がなされているようでございます。地域審議会とは別な組織になりますけれども、いわゆる地域協議会というものを設置をしましていわゆる地域自治組織の機能を強化していくという形を想定しております。この中には、いわゆる校区単位程度ぐらいは想定するのかなというふうに思っているんですが、この協議会を設置をいたしましていわゆる住民の意向の反映であるとか、それから行政と住民等との、これは「等」という中にはNPOとか、いろいろなそういう方々も含んでおりますけれども、協働による地域づくりの場を設置すると。それから従来の支所、出張所の機能を持たせるというようなことを想定したものがこの答申の中に盛り込まれているようでございます。いずれにいたしましてもこれらを踏まえまして法案の整備、そして、また、それぞれの所管をする省庁の方でこれらに対する具体的な制度、施策等が盛り込まれていくのではなかろうかと思っております。地域審議会と一にするものではございませんけれども、いわゆる住民の自治と、そういう自治組織という強化の中において住民と行政との関係を強化するという意味でこのようなものが今回の答申の中に盛り込まれているようでございます。



○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

地域審議会のことについては、今、局長からご答弁をいただきましたので、大体おおよそ分かってきましたが、湛水事業のことにつきまして、排水事業と湛水事業と重ねてございますよね。湛水事業とは水を湛える事業だと思うんですが、この地域でそういう事業をどこにやっていかれるのかということなんです。先ほど説明の中では、既に河川より低い所の窪地に水がたまっただけをば、排水をよくするための事業をするんですよというような表現、答弁をされたと思うんですが、それでは湛水事業にはならんなあと。神奈川県がやっております水田をば畦を高くして、大雨が降った場合は、それに30cm、50cm水をためて、雨が降った後、河川の水が少なくなった後に徐々に水田の水を流し込んでいくと、そういったことなら理解できますけれども、その事業をやるとすれば大変なお金がかかりますよね。ただ、今、日本が高度成長を遂げてほとんどの道路が舗装され、水路はほとんどコンクリート張りになってきました。河川の水が少ない。お年寄りの方が「昔は川はまだ水があったんだ。」とおっしゃいます。「山を切ったからだ。」と言われますけれども、そればかりじゃないなあと感じております。いわゆる地下水をどう、雨が降ったものをそのまますぐ水路なり、道路を通じ、水路を通じて海へ流し込んでいる。そのシステムが災害も起こしたり、あるいは河川の水の少なくなっている原因だと思います。過去にそれぞれの地域に雨が降ったものをば、地下で一旦ためて、徐々に流していく。地下水を地下浸透させて、そういった事業があつて初めて下流の災害も防止できましようし、あるいは、また、錦江湾の汚濁防止にもつながってくると思います。夢を与えてください。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

湛水防除事業につきましては、その背景に、今、延時委員の方からありましたとおり、いろいろな背景があつて、そして、こういうようないわゆる低湿地帯、特に水田等を含めた形でいわゆる湛水の状態になっていることがあろうかと思っております。昔と比べてみますと、確かに舗装とか、開発が進んだために、いわゆる雨が降った後の流出係数ですね、水がドツと出て、サッと引くというようなそういうような状況があるようでございます。そして、また、これについては地形的な問題もいろいろありまして、これらを解除するために湛水防除の事業というのは行われているというふうに思っております。ただこれを湛水の状況を改善するためにはいろいろな方法が想定されると思っております。現在実施をされている所を見ますと、特に国分市でもその事業を、先ほどの中で説明申し上げましたが、事業を実施しておりますけれども、やはり国分市は非常に海岸部と市街地との、そして水田地帯との高低差が非常に少ない地形であるということ。そして、また、そういう開発に伴って非常に流出が早い段階で雨等が降った場合にこういう平地部に届くということで、非常にこう市街地の水の被害、それから水田の被害いろいろとあるようでございます。これらを改良するため

の防除事業としてそのような事業が行われております。これですべてが防除されるわけではございません。今言われたとおり、いかにして途中でやはりそういうようなものを弱めるかというような施策もその中に当然として考えられる施策であろうかと思っておりますけれども、現時点における事業の取りまとめとしては、そのような今の状況を踏まえましてこの湛水防除事業ということ的位置付けをさせてもらっているというところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにございませんか。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

この3枚目のですね、3枚目のこの合併しなかった場合の将来予測の将来人口推計がありますね。これは合併しても、しなくてもこうなるのと予測方法としては今なるんじゃないんですか。それで何かこう、そいじゃあ合併したらこうなるよという人口がですね、何かそんな印象を受けるんですよね、ひょっと見たときに。それとですね、財政が非常に悪くなりますよというのが各町別にダラダラと並べてあるんですけどね、その、もちろんそのことが合併の大きな要因であるわけですね、そうしますとその合併しなかった場合は、このこちらの方で、財政シミュレーションでその歳入から歳出を引きますとこんなに赤字が単年度で出ていきますよと、こういったシミュレーションは出ているわけですね。そして今度は新市になりますとこれがそう、合計でいきますとですよ、新市になりますとそうでもなくなってゼロになりますと。基金で表せばいいのか、どっちが、「基金」なんというのは一般の住民の方には非常に分かりにくい言葉なんですけどね、もっと分かりやすくねえ、今はこうなります、合併しないと。そして合併したらこのようになるんですよというこの辺のところはどうもこれで分かりにくいと思うんですよ、この概要版でね。そんな感じを受けました、私は。それで合併しなかった場合の将来予測が出ておって、何枚か開けて一番後ろに、この基金残高が19ページあたりに出てきてね、ここまで読むのだろうかねと思ってね、比較して。とにかく一般の住民の方がこれをよく理解してもらわないかんのですから、何かこう対比してやると非常に分かりやすいなあという感じを受けたもんですから、一言ね私の感想を申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方で今の部分について何かコメントあったら、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

人口シミュレーションの所でございますけれども、合併しなかった場合ということですけども、合併しても一緒じゃないかというようなご指摘ですけども、推計自体

はそれぞれのまちの現況を見ながらやっていますんで、そんなら合併したらということで、目標人口でしょうか、そういうこともできるんでしょうけれども、現段階では非常に人口が目減りをしていきますというようなことをお知らせしたかったというのがあります。この「合併しなかった場合の将来予測」という表現が適当かどうかというのはもう少し考えてみたいと思います、この人口についてはですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そのほかに今もう一つあった部分、配置の部分と、どちらからかという部分での少し提言がありましたが、少し工夫ができるのかなあ。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

財政シミュレーションを分かりやすく、一般の方が見て分かりやすい、こう見て分かるようにですよ、この中身が悪いと言っているんじゃないんですよ。分かりやすく何か編集できないのかなという感じを受けたんですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、関連。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

関連なんですけども、先ほど質問しましたですね各町の財産ですね、あれがその面積と建物で出てましたけども、これじゃあですね私はいけないような気がするんですよ。例えば、国分はこういう建物があります。それから隼人町は病院の大きいのがあります。そして霧島町も何かこうコミュニティホールみたいなのを造ってあります。そうするとですね赤字だけが、その悪い、悪い、悪いばかりが出てですね、そしてそのいい面が出てないということですね、町長さんにしては大変悲しいことじゃないかなと同情するところがあるんですが、ある程度やっぱりその試算というのは出した方がいいんじゃないかなと思うんですね。だから、貧しくなりますよということが頭にあって合併ですよということじゃなくて、こういう資産も残っておりますよということもやっぱり出してもらいたいような気がします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、資料をつくり方の部分でございますけれども、この資料のつくり方に関連してありませんでしょうか。今の資産、それから表の見方。はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

新市の計画の中では当然バランスシートということで作成をしなければいけないということで提案を申し上げましたけれども、できましたらですね、現段階でバランスシートがあるとしたらですね、それが活用できるのかなあと思っておりましたけれども、それが先ほどの説明のとおりありません。地域の特性という所で主な建物とかですね、そういうのを、このページでいけば何ページでしたか、2ページ目の所に、概要版の2ページ目の所にですね「地域の特性」というのがございました。これがそれ

ぞれの1市6町の特性でもあったりするんですけども、そこら辺を整理をしようかということでもございましたけれども、ページがまた余りもちょっと多くなったりするもんですから、少し省略をさせていただいた所がございます。併せて財政については、貯金と言うんでしょうか、それが一番分かりやすいだろうというようなことで基金でさせていただいておるのが実情でございます。特性等についてももう少し再検討せよということであれば、そのような取扱いをしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

違った部分の中で少し資産というか、社会資本整備の部分ということだろうと思うんです。その部分は頭に出した方がいいんじゃないかと。前つくったのがねありましたよね、前の。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

少し、はい、補足をいたします。どこの町、市もですね昨年の秋の段階で合併についてのアンケート調査を取るためにそれぞれ地域で説明会を開催されたことと思っております。その時にいわゆる市町村合併という形で説明資料として活用させていただきました。その中にですねいわゆる負の財産と、いわゆる正の財産といいたいでしょうか、現在の整備の状況ということで、先ほど財産の方の部会長の方からもありましたですけども、いわゆる公共施設の整備状況ですね、それから道路、それから舗装、いろんな各施設の整備状況、いわゆる公共施設の整備状況という形で整備をしたものもございますので、そこら辺について検討させていただきたいというふうに思っております、いわゆるプラスの財産として整理をしたいと。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

あれは国分市の場合なんかも最近のその300億ぐらい借金があるということだけでも、資産が600幾らあるというような概略が出ていましたよね。各町村あるんじゃないかと思うんですけどね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それがですねバランスシートなんですね。国分市はバランスシートを持っているんです、資産、正味財産から。その部分がほかの市町村に全部できないんでしょう。バランスシートがなかなか、我々は広報で、市報で流しておりますけれども、そのバランスシートですね。それ見ますと一目なんですけど、今、評価額との問題とか、少しその辺があるのかな。であれば、今言われたように、そっちじゃなくても、現の社会資本の整備の状況等少し表せる方法で工夫してみたらどうかな。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

はい、よろしいでしょうか。今、会長の方からありましたとおり、バランスシートの作成については、今、市町村にやはりそういう正の財産、負の財産、やはりきちんと整理をすべきであろうということでもいわゆるバランスシートを作成すべきという状

況が出てきております。今それぞれ取り組みをされている初期の段階でございますので、それができている所とできていない所がございます。いわゆる企業会計でいきますと当然そこら辺の資産の評価というのをしていかなければいけないわけですが、現在の行政のいわゆる決算の在り方といたしましてはそこまで踏まえておりません。いわゆる財政の、財産の数量的なものでとどまっております。そういうことで先ほどの部会長の中でも評価まではできないというその背景があるわけでございます。そういうことでございますので、今、西委員のそのまま全部をそのまま表現することは非常に不可能だと思いますけれども、いわゆる公共施設の整備状況について主なものについての整理をすることは可能であろうと思っておりますので、十分また検討させていただきたいというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいですかね。そういうこと。それから、松枝委員の言われた一般の方も分かり易いような形の編集、資料についてはほかにありませんか。はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今、西会長が言われたように、当然各町村そういう財産はやっぱり一応評価をして、そして当然合併する場合には全部持ち寄るわけだから、やっぱり当然すべきだと思うんですよね。でないと、例えば、うちの議会あたりでも、うちも、今さっき話が出ましたああいう大きな負債を抱えて病院を購入しているわけですから、それで当然、もちろん資産は残っているけど、それに伴う負債があるわけですから、そういうものをやっぱり評価をして、私は、今、鶴丸会長おっしゃるように、そういう形で総合した形で合併に、それをとやかくどうこうと言うわけじゃないわけだから、当然時間をかけてもやるべきじゃないかと、こういうふうに考えております。これは今後の課題ですから。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。その資料関係、今の関連した部分ではございませんでしょうか。それでは、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

概要版の6ページの部分でですね1点だけ申し上げたいんですが、いわゆるそのアンケート結果を踏まえた懸念、それに対する取り組みの内容ということだろうと思いますが、一番上ですねその序言的な部分ですけども、「総合支所として存続していきます。」ということを書いてあるんですね。こう、ちょっとこう取り違いをされやすい部分があるのではないかと、住民が見た時ですね。合併後は将来的にもずっと総合支所で行きますよというふうにとらわれてもおかしくないような文章ですので、このあたりをですね若干手を加える必要があるのではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

はい、分かりました。そこについては先の事務所位置の小委員会の中で決定いただきました文言等を少し整理した中で今言われたようなことについては文章の書き換えをちょっとやろうかというふうに思います。それからもう1点だけ、先ほど松枝委員が言われました7、8ページのこの人口推計とシミュレーションの所が、人口推計は付いてて、ここにシミュレーションを付けているのがどうだろうということだったんですが、これはあくまで、この下のシミュレーションを今回基金で、貯金で示しているわけですが、なぜ人口のこれを上の方に付けたかと言いますと、冒頭説明しましたように、この吹き出しに書いておりますように、前回のシミュレーションが国分市と隼人町においてはこの基金が黒字だったと。その時に何で1年で赤字に転じたかというようなところの説明をする必要があるということですね、それに一番大きな要因はこの人口の要件によってこのように、国分市、隼人町においては歳出ベースは余り変わらなくても、歳入ベースがその人口要件におきまして地方税とか、交付税が減ってきます。そういったものはこの人口要件によってこうして変わったんですよということをですね言いたいがために、ここにこの推計人口の表とですねグラフ併せてこの基金状況の所に描いているのは、この吹き出しの所の説明をするためにこれを入れておりますので、そこをご理解いただきたいということと、それから、最後の方に合併後のシミュレーションを付けておりますが、一応私どもの考えている構成としましては、前段の方で、合併の是非を含めてということもありますので、もし合併しなかったらそれぞれのまちではこういうふうになりますよという現状をお示した後に、9ページから合併しますとこのような基本理念でこのような計画、具体的にはこのような財政状況になりますよという構成にしたいということで、少しその前段と後段の考え方を分けて整理したがためにこのような形になりましたので、すべてが前半からもう合併ありきのつくり方になるとそういうような形になるんですが、あくまでこれは現在の状況と、それから将来像というようなとらえ方を構成としまして考えておりますので、そのような分け方になってしまったということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

一つ確認します。迫田委員の先ほどの質問に対しましては、一部この部分について表現を修正したいと、前いろいろ決定した方向を踏まえた修正。それから、よろしゅうございますか。松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

今の話でよく分かります。了解するんですがね、ただ読む人は地域の住民ですので、そのパッと見て判断をしちゃうんですよね。小説を読むみたいにずうっと最初から最後まで読みませんので、だから、やはり住民がよく分かる資料として整備がほしいと

いう視点で見てみてください。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

はい。分かりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ご指摘をいただいておりますので、それは検討させていただくということでございます。ほかにございませんでしょうか。はい、山口委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

すいません。ちょっと今、私も言い忘れてですね、合併のこの先ほどから委員の方がシミュレーションがちょっと分かりにくいということでしたけど、一つちょっと要望としてはですね、ほかの市町村合併の所もですね何かいい資料があればですね、そういったのを参考にさせていただくと、分かりやすいのがですね、そういった工夫も大事かなあと思います。それともう1点、これ前、隼人町がですね結局離脱した大きな原因というか、新聞報道に載っている等は、新聞に載った資料では、非常に隼人は借金が少ない。国分は借金が多い。自分たちではそれで借金が、借金というか、一人あたりも費用が増えるというような論調でですね、あのデータは1、2年のデータしか取っていないからおかしいんですよ。しかし、隼人町の住民の皆さんに聞くと、あの新聞の影響が大きくてですね、ほとんどもうあれを見て隼人町は合併すると損するんだというイメージを持っているものですから、そういった間違ったですね報道もされているというようなことですので、せっかくこういったシミュレーションつくらなれば、その新聞記事なんかも参考にしてください、あの新聞だって非常に分かりやすいんです、逆に言えば、資料の取り方はおかしいんですけど。隼人は結局合併しない方がいいんだという理屈付けでですねきているものから、逆に今度はこっちの方がそういった正しい資料でその手法を求めてですね、現実には1市6町の方がメリット大きいですよというようなですねそういう新聞報道を覆す資料もつくっていただいたら非常に隼人町の方の説明会もやりやすいんじゃないかなと。私どももまた1市6町進める上でですね、隼人町の人と対話するとそれがすぐ出てくるんですよ。それに対して私どもも覆す具体的こういう書き物があればですね非常にこう理解を求めやすいという気がしますので、これは今度は間に合わないにしても、次の資料としてですね1枚物でもいいですから、何か考えていただければありがたいということで要望としてお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

1点だけいいですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、事務局の方から。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

冒頭言われましたそのほかの協議会の概要版等もあちこち見てみました。大体一般的にこの概要版というのは、うちの示したように、この各まちのですね単独のこの辺はあんまりもう、概要版としては新市のまちづくりということで新しいまちのことしか載せておりません。あえてここにうちの方で載せたのは、まず現状をそれぞれ知っていただくということが必要だろうということで載せております。ですから、ほかの所をあちこち見ましたが、せいぜい合併の必要性ぐらいしか前段に載っておらず、あとはもうその合併してからのことばっかし書いてあるものですから、少しつくり方をうち独自のオリジナルティを出すためにこのようなスタイルにしたということ。それから、今おっしゃいましたように、全体的にはもう1回合併についての是非を含めての説明会を行うわけですが、その中で今度は、概要版とはまた違いまして、全体的に今、協議会の方等で協議いただいております全体的な協議事項、協定項目、このようなことについての再度16年度の予算の中でそのようなパンフレットをもう1回つくる必要があるというふうに思っております。ですから、その時にはもう少し具体的に、税でありますと、先ほど協議いただいたようなことでこんなふうに決まると。名称はこんなふうになったとかいうような形ですねもう1回パンフレットが必要になってくると思いますので、今回載せ切れなかった分については、次回のそのようなものに際しまして少しまた載せようかなというふうな計画も今のところ持っておりますので、今回印刷上の関係でですねどうしても4ページの倍数でいかないと、 $6 \times 4 = 24$ ということで今24枚なんですけど、全然空白がございません。次、あと1枚増やしますとあと4ページ増やすというような計算になりますんで、4ページ増やした時にあとそんだけ載けるものがたくさんあるかなというのがありまして、先ほどの資産のことも含めまして少しページの中でのそういった構成をまた考えてみますので、一応そういった印刷上の枚数もあるということでですねいろいろとこちらの方では検討してまいりましたので、それだけご説明しておきます。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、事務局の方から説明がございましたけれども、限られた枚数の中でもうちょっと工夫できる部分については、今お話もありましたので、見た時にどうかというようなご指摘のようです。一部工夫できる部分についてはできるだけ工夫して、余り限られた期間が、時間がございませんけれども、ちょっと事務局の方でも先ほどお話があったような形で工夫をして、できる部分については工夫をして取り入れるということでもよろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにはないようでございますので、ここで委員の皆様方にお諮りをいたします。ただいま説明を申し上げました新市まちづくり計画の素案、原案及び概要版の取扱いについてでございますが、現段階での案として、一部先ほどの概要版につきましては



整理をしますが、ご承認をいただき、先ほど事務局から説明があったとおり、手直しを加えまして印刷作業に入りたい。その段階で校正などをしてしっかりやった後に、印刷した物を全戸に配布するということとし、併せて今後各市町で実施される住民説明会の資料としても活用したいということでございます。そのような取扱いをさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございます。異議なしということでございますので、そのように取扱いをさせていただきたいと思えます。以上で、大変長くなりました。会議次第の6については終わらせていただきます。続きまして会議次第の7のその他でございしますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。はい、黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

このスケジュールからいきますと、先ほど説明がありましたように、12月に各町の住民説明会を開催するということでございますけれども、大体各町どの程度の一応住民説明会を開催する予定かお聞かせいただきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いいですか、分かっている範囲内の。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

12月に実施をする方向ということで、先ほど概要版の作成から、そして町の広報等と一緒に12月の段階で配布をするという形を想定しておりまして、それと並行する形で住民説明会を開催していくと、いわゆる全戸配布ということを想定しておりますので、そういう作業になってまいります。すべてまだ決まり切っていない所もございしますが、例えば、国分市におきましては既に12月の8日に広報が発行されますので、15日ですかね、日曜日が、15日か16日だと思いますけれども、そこから説明会に入ることとございします。そのほか今日の中でもいろいろと首長さん方の方からそれぞれの町においてスケジュールの調整をし、できるだけ早い段階で説明をしたいということで、おおむね、隼人町さんの場合には多少今状況がございしますので、非常に判断が難しいところとございしますけれども、その他の所につきましてはおおむね12月の方に実施をしたいというような意見が多かったということでございまして、12月の段階でかなりの所説明会に入っていくという形になろうかと思っております。それから箇所数について、それから時間帯についても、それぞれ市、町の状況がいろいろとございしますので、皆さん昼やられたり、夜やられたりとか、あるいは細かい単位でやられたり、それからもう少し広くやったりと、前回のアンケート調査の時にもいろいろ説明会を実施をされておりますので、それらの実績を踏まえてご判断をされるというふうになろうかと思っております。ちなみに国分市においては25の地区公民館がございしますので、この25の地区公民館の単位で実施をされるということで予定されております。

そして、また、3班を構成して実施をするということですので、順調にいけば12月に済むかと思えますけれども、相手方のご事情もありますので、地区公民館の事情もありますので、場合によっては多少延びる可能性もあるというようなこともございます。そういうことで、いずれにいたしましても配布につきましてはすべての市、町12月中に配布をすると、それを受けての説明会の実施ということが現在のところの状況でございます。今の説明でまた具体的にお考えになっている所で町長さん方ございましたら、また発表していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

最後に、専門用語がですね、私も余り分からないんだけど、「普通建設事業費」とか、「合併特例債」とか、「起債」とかという言葉が、こう専門用語が出てきているわけですね、専門用語だろうと思えますけれども、普通の一般で言う何だということですね説明書きをしていただきたいと思います。これは一般で言えば借金ですとかですね、これは寄付で返ってきますとかですね、最後の方のこの「400万の最大活用計画枠合併特例債」なんて書いてありますけど、その下に今度は「70%は交付税措置があります。」ということは、 $4 \times 7 = 28$ 、280億は国がくれますという意味なのかなと私は解釈したんですけど、これどうなんでしょう。そういう細かい説明をですね付けていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

最初、さっきの説明会のことはよろしゅうございますでしょうか。はい、それぞれの市町村で。それから、今、西委員、はい。説明会のことで、ほんならまずそっちを整理をしましょう。はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今、黒木委員から話が出ましたが、うちの隼人町は大体予定としましては、1月にならんとですね、ちょっと議会との申し合わせがありますので、それ以前にですね1市6町の説明会、このシミュレーション等についての説明会は、今、協議中ではないかということが必ず出てきますので、1月になって説明会を開きます。12月いっぱいということで約束をしていますので、そういうふうに理解願ひたいと思います。住民投票等の関係もあるもんですからね、できるだけ急がらんないかんち思うんですが、そい、もう私の最初の計画では12月に説明会を全部終えて住民投票までやるという計画でしたか、いろいろこい、議会との関係でずれておりますので、そういうふうに理解願ひたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。それから、西委員のありました部分について少し説明が必要であると、そこ辺は、はい、ちょっと。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

今先ほど西委員の質問がありました所については、財政の所の一覧表にして少し文言を整理しておりましたが、もう少し、分かりにくいということでございますので、ここをもうちょっとかみ砕いた言い方に直して整理したいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

一般的な言葉を使ってください。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

はい、分かりました。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

これは借金ですよ。これはいただくお金ですよと書いてください。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

[「はい」と言う声あり]

少し今のことも、要は読み手側の部分で少し整理をしていただいただけませんかというのが皆さん方のご要望のようでございますので、そういう見方でひとつもう1回少し目を通す所については目を通していただきたいということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今、西委員の説明はですね、言えば片仮名の制約というようなああいう形で一々こいせんでも、今言われたことをですね全部文章でつくって、そして差し上げるという方がいいと思いますが、そういうふうに、いろんな分かりにくい、専門用語じゃなくて、そういう形で説明をしてください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それぞれ、せっかくできた概要版を生かすために見やすい形、説明が分かりやすい形でのという大変なご提言だと思います。その範囲内で改善できるものは是非していただきまして対応させていただきたいというふうに思います。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、事務局からもう1点ですね、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の協議会の開催日程をご連絡いたします。会議資料の1ページ目、会議次第の一番下でございます。第14回協議会は、12月11日木曜日午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、本当に大変長い間、協定項目もございましたが、長時間にわたりまして熱心なご協議をいただきまして誠にありがとうございました。これで本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第13回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉会午後5時40分」